令和7年度

福島町議会 定例会6月会議会議録

令和7年6月19日 開会 令和7年6月19日 休会

福島町議会

会議録の作成にあたっては、誤りのないよう留意 しておりますが、時間の関係上、原稿校正は初校よ りできなく、誤字、脱字がありましたら、深くお詫 び申し上げます。

まことに恐れ入りますが、ご了承のうえご判読い ただきたくお願いいたします。

福島町議会議長 溝 部 幸 基

目 次

令和7年6月19日(木曜日)第1号

○議 事	日 程 …		1頁
○会議に付し	_た事件 …		1頁
○出 席	議 員 …		2頁
○欠 席	議 員		2頁
○出 席 説	明 員		2頁
○職務のため	か議場に出席 โ	した議会事務局職員	3頁
○開会・開	議宣告 …		5頁
○町長あり	ハさつ …		5頁
○日程第1	会議録署名詞	議員の指名	7頁
○日程第2			7頁
○日程第3	行政報告		7頁
- , ,,,,		6年度各会計決算状況について	
		- PATATOS PRODUCTION	の実施に
	ついて		, <u> </u>
	〔各課所管	き事項について〕 	
		民課の所管事項について	
○日程第4	, ,		8頁
- , ,,,,		山 大	8頁
		Jの宝 (子供) にさらに、支援を	- / (
		沼 昌 平	12頁
		・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	/
○日程第5	報告第1号	令和6年度福島町一般会計繰越明許費の報告について	18頁
○日程第6	議案第7号	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	
		・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	19頁
○日程第7	議案第8号	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	
		・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	20頁
○日程第8	議案第9号	福島町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術	
		に関する条例の一部を改正する条例	
	(提案説明	・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	21頁
○日程第9	発委第1号	福島町議会基本条例諮問会議条例の一部改正について	
		・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	22頁
○日程第10	議案第10号	第6次福島町総合計画の変更について	
	(提案説明	・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	23頁
○日程第11	議案第11号	福島町過疎地域持続的発展市町村計画の変更について	
	(提案説明	・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	31頁
○日程第12	議案第12号	財産(小中学校学習者用コンピュータ機器)の取得について	
	(提案説明	・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	32頁
○日程第13	議案第13号	令和7年度福島町一般会計補正予算(第2号)	
		・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	33頁
○日程第14		令和7年度福島町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)	- '
>1		・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	43頁
○日程第15		令和7年度福島町介護保険特別会計補正予算(第1号)	- `
—>,.		・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	44頁

○日程第16	議案第16号	令和7年度福島町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	
	(提案説明・	・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	44頁
○日程第17	発委第2号	日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書の提出に	こついて
	(提案説明・	・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	45頁
○日程第18	発委第3号	地方財政の充実・強化に関する意見書の提出について	
	(提案説明・	・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	47頁
○日程第19	発委第4号	義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元など教育予算拡張	充とゆた
		かな学びを求める意見書の提出について	
	(提案説明・	・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	48頁
○日程第20	発委第5号	道教委「これからの高校づくりに関する指針」(改定版)を見直しすべ	べての子
		どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書の提出について	C
	(提案説明・	・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	49頁
○日程第21	発委第6号	ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実	・強化を
		求める意見書の提出について	
	(提案説明・	・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	50頁
○日程第22	発委第7号	令和7年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の提出について	
	(提案説明・	・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	51頁
○日程第23	発委第8号	安定的な地域医療の確保に向け公立病院等への財政支援を求める意見	書の提出
		について	
	(提案説明・	・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	53頁
○休 会 の			54頁
○休 会 宣	宣告		54頁

提出案件及び議決結果表

議案番号	件 名	議決月日	議決結果
報告 1	令和6年度福島町一般会計繰越明許費の報告について	6月19日	報告済
7	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	6月19日	原案可決
8	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	6月19日	原案可決
9	福島町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技 術者資格基準に関する条例の一部を改正する条例	6月19日	原案可決
発委 1	福島町議会基本条例諮問会議条例の一部改正について	6月19日	原案可決
1 0	第6次福島町総合計画の変更について	6月19日	原案可決
1 1	福島町過疎地域持続的発展市町村計画の変更について	6月19日	原案可決
1 2	財産(小中学校学習者用コンピュータ機器)の取得について	6月19日	原案可決
1 3	令和7年度福島町一般会計補正予算(第2号)	6月19日	原案可決
1 4	令和7年度福島町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)	6月19日	原案可決
1 5	令和7年度福島町介護保険特別会計補正予算(第1号)	6月19日	原案可決
1 6	令和7年度福島町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	6月19日	原案可決
発委 2	日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書の提 出について	6月19日	原案可決
発委 3	地方財政の充実・強化に関する意見書の提出について	6月19日	原案可決
発委 4	義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元など教育予算 拡充とゆたかな学びを求める意見書の提出について	6月19日	原案可決
発委 5	道教委「これからの高校づくりに関する指針」(改定版)を見直し すべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書 の提出について	6月19日	原案可決
発委 6	ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書の提出について	6月19日	原案可決

提出案件及び議決結果表

議案番号	件	名	議決月日	議決結果
発委 7	令和7年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の	提出について	6月19日	原案可決
8	安定的な地域医療の確保に向け公立病院等への財政 意見書の提出について	文支援を求める	6月19日	原案可決

令和7年度

福島町議会定例会6月会議

令和7年6月19日(木曜日)第1号

○議事日程		
日程第1	会議録署名詞	義員の指名
日程第2	諸般の報告	
日程第3	行政報告	
日程第4	一般質問	
日程第5	報告第1号	令和6年度福島町一般会計繰越明許費の報告について
日程第6	議案第7号	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
日程第7	議案第8号	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
日程第8	議案第9号	福島町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術者資格
		基準に関する条例の一部を改正する条例
日程第9	発委第1号	福島町議会基本条例諮問会議条例の一部改正について
日程第10	議案第10号	第6次福島町総合計画の変更について
日程第11	議案第11号	福島町過疎地域持続的発展市町村計画の変更について
日程第12	議案第12号	財産(小中学校学習者用コンピュータ機器)の取得について
日程第13	議案第13号	令和7年度福島町一般会計補正予算(第2号)
日程第14	議案第14号	令和7年度福島町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
日程第15	議案第15号	令和7年度福島町介護保険特別会計補正予算(第1号)
日程第16	議案第16号	令和7年度福島町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
日程第17	発委第2号	日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書の提出につ
		いて
日程第18	発委第3号	地方財政の充実・強化に関する意見書の提出について
日程第19	発委第4号	義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元など教育予算拡充と
		ゆたかな学びを求める意見書の提出について
日程第20	発委第5号	道教委「これからの高校づくりに関する指針」(改定版)を見直しすべて
		の子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書の提出につい
		て
日程第21	発委第6号	ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強
		化を求める意見書の提出について
日程第22	発委第7号	令和7年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の提出について

◎会議に付した事件

日程第1	会議録署名議員の指名
H 生力 1	五既郷有和既良*/11141

日程第2諸般の報告日程第3行政報告日程第4一般質問

日程第5 報告第1号 令和6年度福島町一般会計繰越明許費の報告について

提出について

日程第6 議案第7号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

日程第23 発委第8号 安定的な地域医療の確保に向け公立病院等への財政支援を求める意見書の

日程第7 議案第8号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 日程第8 議案第9号 福島町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術者資格 基準に関する条例の一部を改正する条例 発委第1号 福島町議会基本条例諮問会議条例の一部改正について 日程第9 日程第10 議案第10号 第6次福島町総合計画の変更について 日程第11 議案第11号 福島町過疎地域持続的発展市町村計画の変更について 日程第12 議案第12号 財産(小中学校学習者用コンピュータ機器)の取得について 議案第13号 令和7年度福島町一般会計補正予算(第2号) 日程第13 議案第14号 令和7年度福島町国民健康保険特別会計補正予算(第1号) 日程第14 議案第15号 令和7年度福島町介護保険特別会計補正予算(第1号) 日程第15 議案第16号 令和7年度福島町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号) 日程第16 発委第2号 日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書の提出につ 日程第17 発委第3号 地方財政の充実・強化に関する意見書の提出について 日程第18 発委第4号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元など教育予算拡充と 日程第19 ゆたかな学びを求める意見書の提出について 発委第5号 道教委「これからの高校づくりに関する指針」(改定版)を見直しすべて 日程第20 の子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書の提出につい 日程第21 発委第6号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強 化を求める意見書の提出について 日程第22 発委第7号 令和7年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の提出について 発委第8号 安定的な地域医療の確保に向け公立病院等への財政支援を求める意見書の 日程第23 提出について

◎出席議員(9名)

議	長	10番	溝	部	幸	基	副議長	9番	业	野	隆	雄
		1番	藤	Щ		大		2番	杉	村	志	朗
		3番	佐	藤	孝	男		4番	小	鹿	昭	義
		5番	平	沼	昌	平		6番	木	村		隆
		7番	熊	野	茂	夫		8番	(欠	員)

◎欠席議員(0名)

◎出席説明員

鳴海清春 町 長 副町長 小 鹿 一 彦 小 鹿 浩 二 総務課長 企 画 課 長 村田洋臣 産業課長 福原貴 之 町民課長兼吉岡支所長兼認定こども園福島保育所園長 深 山 肇 町民課参事兼会計管理者 古一直喜 福祉課長 佐藤和利 (石川秀 建設課長 紙 谷 福祉センター次長 教 育 長 小野寺 則之 事務局長兼給食センター長 石 川 秀 監査委員 本庄屋 誠 監査委員 高田重美 監査委員補助職員 (鍋 谷 浩 行)

◎職務のため議場に出席した議会事務局職員

議会事務局長 鍋 谷 浩 行 会計年度任用職員 熊 谷 治 子

議会事務局議事係 角 谷 里 紗

_	4	_

◎開 会 ・ 開 議 宣 告

○議長 (溝部幸基)

おはようございます。

令和7年度定例会6月会議の開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

6月10日、開催された第76回北海道町村議会議長会定期総会の決議は、北海道の町村は食糧供給、 水源涵養、国土保全、脱炭素など住民生活にとって欠かすことのできない役割を果たすとともに、地域資 源を活かした産業を創出し、地域に根づいた豊かな伝統文化を育んできた。

しかし、少子高齢化の急速な進行、担い手不足が深刻化し、地域活力が減退、頻発する自然災害や原油 価格・物価の高騰が基幹産業である農林漁業をはじめとする地域経済・住民生活に深刻な影響を及ぼして いる。

われわれ議会人は、これらの課題解決のため、議会活動量の豊富化を図り、住民の代表たる責務を自覚し、清新で活発な議会活動になお一層努めるとともに、持続可能なまちづくりのため、住民の負託に応えなければならないとして、①議会機能の強化、多様な人材が参画する環境整備。②少子化対策の推進、子育て支援の充実。③防災・減災対策の強化、国土強靱化の推進。④地域の特性を踏まえた持続可能な地域社会の実現等。

15項目の決議と14件の地区要望事項を北海道町村議長会の総意として採択いたしました。 経済財政運営の指針「骨太の方針2025」が、6月13日閣議決定されました。

「年1パーセント程度の実質賃金上昇を起点とした成長型経済の実現」を掲げ、懸念材料となっているコメをはじめとした物価高や高関税対応等を盛り込み、基礎的財政収支の黒字化を先送りする厳しい内容となっております。

福島町議会としても、厳しい現況を受け止め、持続可能な町づくりの課題解決に向けて行政としっかり協働し、より住民の側に立って活動することが、議会・議員の責務であるとの認識をさらに深め、議会活動に取り組んでいかなければなりません。

出席者各位には、本6月会議の議事運営にご協力いただきますようお願い申し上げ、活発な討議が展開されますことを期待して開会の挨拶といたします。

ただいまから、令和7年度定例会6月会議を開会いたします。

◎町長あいさつ

○議長 (溝部幸基)

日程に入る前に、申し出がありますので、町長のあいさつを行います。鳴海清春町長。

○町長(鳴海清春)

改めまして、おはようございます。

定例会6月会議の開催にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、定例会6月会議にご出席をいただき、誠にありがとうございます。

今年は、各地で熊が出没し、また、野ネズミが大量に発生するなど、いつもと違った初夏の風景となってございます。

そのようななか、前浜ではウニ獲りが行われ、昨年に引き続き高値で推移し、昨年同時期の倍の水揚げとなっており、すでに1億円を超える水揚げを記録し、年間計画額を超えようとしてございます。

また、養殖昆布の収穫作業も今日から本格的に始まっており、今年の安全操業を願うとともに、豊漁を期待するものでございます。

さて、今年は福島町が昭和30年1月に旧吉岡村と福島町が合併してから、ちょうど70周年という記念の年となっており、この8日に合併記念事業の第1弾として「敬老会」と併せて「芸能鑑賞会」を開催し、多くの町民の方々に喜んでいただきました。

改めて事業予算に対する議会並び議員各位のご理解に改めてお礼を申し上げたいと思っております。

次に、町の令和6年度の決算の状況がまとまりましたので、後ほど概要を行政報告で詳しく述べさせていただきますが、一般会計において形式収支で1億3,411万1,401円、繰越明許費を除いた実質収支で1億2,101万401円の繰越額を計上することができ、各特別会計においても収支同額か繰越額を計上することができております。

一方、公営企業会計のうち、水道事業会計においては昨年度に引き続き221万1,665円の純損 失が発生してございます。

改めて、町民および議員各位のご理解並びに職員の皆様のご協力に感謝とお礼を申し上げます。

それでは、本日の案件についてですが、条例の一部改正が3件、計画の変更が2件、財産の取得が1件、一般会計及び国民健康保険等特別会計の補正予算が4件、令和6年度一般会計繰越明許費の報告が1件となっております。

条例の一部改正については、まず1点目の職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正及び、2点目の職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてですが、国の育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律等の一部改正に伴い、出産・育児を利用とした離職防止に関して仕事と生活の両立を図るための勤務環境の整備を目的とした一部改正となっております。

3点目の福島町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正については、建設業法施行令の改正を受け、水道法施行規則の一部を改正する省令が施行されたことによる改正となってございます。

4点目の第6次福島町総合計画の変更及び、5点目の福島町過疎地域持続的発展市町村計画の変更については、いずれも令和7年度の事業内容に変更が生じたことによる計画の一部変更となってございます。 6点目の財産の取得については、小中学校の学習者用コンピュータ機器に係る財産取得となってございます。 います。

次に、一般会計の補正予算についてですが、歳出補正の主なものとして、まず、昨年度行われた国の物価高騰に伴う負担軽減を目的とした定額減税補足給付金の不足分を給付するための追加補正となっております。

2点目がウニ種苗育成センターをコンブ加工施設として有効活用するための改修に伴う増額補正となってございます。

3点目として、6月にイカ漁が道内でも解禁となっておりますが、皆さんもご承知のとおり、初日は 函館漁港での水揚げが皆無という厳しい状況が報道されたところでございますが、現下の厳しい状況を鑑 み、水産加工業者に対して財政支援を行うための事業費補正となってございます。

最後に、地域おこし協力隊事業費に関してですが、予算説明資料にもありますように、町では現在、 農業による地域活性化を目的とした農業法人の設立準備に向けた協議を進めてございます。

なお、これに関しましては、実は私の同級生で電通を退職した東京に今住んでおりますけども福島町 出身の方が、これまでの経験を踏まえて何かふるさとに協力・貢献したいという強い思いを持っており、 農業の後継者不足などの課題の解決に向け、私とこれまで何度か協議を重ねて組織の立ち上げに向けて推 進力となる人材確保として、このたびの予算につながっているものでありますので、予めご理解をお願い したいと思ってございます。

なお、歳入においては、歳出と連動して国庫補助金として物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の増額補正が主なものとなっております。

なお、不足分に関しては財政調整基金を繰入れしております。

なお、特別会計においては、国民健康保険特別会計及び介護保険特別会計並びに後期高齢者医療特別 会計の補正となってございます。

そのようなことで、この度は計10件の議案の審議をお願いするものでございます。

なお、議案につきましてはこのあと担当課長から内容を説明させていただきますので、ご審議のうえ議 決賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

以上、簡単ではありますけども、開催にあたっての挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長 (溝部幸基)

◎会議録署名議員の指名

○議長 (溝部幸基)

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

1番藤山大議員、2番杉村志朗議員を指名いたします。

◎諸 般 の 報 告

○議長 (溝部幸基)

日程第2 諸般の報告を行います。

議会運営委員会の報告を行います。

5番平沼昌平議会運営委員長。

○5番(平沼昌平)

令和7年度定例会6月会議の開会に際し、去る6月12日に開催いたしました議会運営委員会の協議結果について、報告いたします。

議事日程につきましては、お手元に配付のとおりです。

審議日数については、本日から6月20日までの2日間を予定いたしましたので、議事運営に特段のご協力をいただきますようお願いを申し上げ、議会運営委員会の報告を終わります。

○議長 (溝部幸基)

議会運営委員会の報告を終わります。

本定例会6月会議の議事は、ただいま議会運営委員長から報告がありましたように進めてまいります。 諸般の報告も既に皆様のお手元に配付のとおりでございますので、ご了承願います。

渡島西部広域事務組合議会の報告を行います。

5月20日開催の渡島西部広域事務組合第1回臨時会に佐藤孝男議員・木村隆議員が欠席されておりましたので、私から概要を報告させていただきます。

諸般の報告第1号、9ページをお開き願います。

行政報告の内容は、行方不明者の捜索については、3月18日、4月17日、5月10日に木古内町で発生しました3件と4月22日に松前町で発生しました1件についてであり、火災については、3月31日、4月1日に松前町で発生した2件であり、詳細は記載のとおりであります。

審議した議案、「議案第1号 衛生センターごみ運搬車の取得」、「議案第2号 松前消防署消防指令車の取得」、「議案第3号 福島消防署高規格救急自動車の取得」の3件については、原案のとおり可決されました。詳細内容については記載のとおりであります。

議案等関係資料については、事務局に保管されております。

以上で、渡島西部広域事務組合第1回臨時会の報告を終わります。

諸般の報告には、町長より提出された「ふるさと応援基金の運用状況等の報告」、議会基本条例第17条の規定に基づく「議会評価、議員の自己評価・活動の目標」が掲載され、すでに町民に公表されておりますことを申し添えます。

諸般の報告を終わります。

◎行 政 報 告

○議長 (溝部幸基)

日程第3 申し出がありますので、行政報告を行います。

鳴海清春町長。

○町長(鳴海清春)

令和7年度福島町議会定例会6月会議の開催にあたり、定例会5月会議以降の行政報告を申し上げます。

1 令和6年度各会計決算状況について。

令和6年度の各会計における決算状況がまとまりましたので、ご報告いたします。

一般会計は、形式収支で1億3,411万1,401円の繰越しとなりましたが、繰越明許費分の一般 財源1,310万1千円を除いた実質収支では、1億2,101万401円の繰越しとなっております。

特別会計は、国民健康保険特別会計が、1,257万2,336円の繰越しとなり、介護保険特別会計は、保険事業勘定で2,338万9,524円の繰越し、サービス事業勘定では収支同額となっております。後期高齢者医療特別会計は、4万8,900円の繰越しとなり、国民健康保険診療所特別会計は、1,026万6,541円の繰越しとなっております。

公営企業会計のうち、水道事業会計は、純損失が221万1,665円となり、浄化槽事業会計は、純利益が1,102万1,666円となっております。

2 長崎県松浦市・長野県木曽町との親善友好提携に係る首長・議長相互交流の実施について。

5月30日に長野県木曽町において、松浦市・木曽町・福島町親善友好提携に係る首長・議長相互交流 事業が開催され、溝部議長と共に出席してまいりました。

当日は、令和6年6月に竣工した総合トレーニングセンター、令和4年8月に開設した御嶽山ビジター センターをそれぞれ視察させていただき、その後、木曽町が進めている「木の産業づくり」に関連した各 種施策について説明を受け、それぞれのまちの地域づくりに関する意見交換を行ってまいりました。

この度の事業で、友好市町相互間の理解が深まるとともに、お互いの良さや課題を話し合うことで、各種施策展開のヒントを多く得られたものと感じております。

なお、首長・議長相互交流事業が一巡したことから、来年度からの交流事業について協議を行い、各市 町で開催されるイベントを活用し、若手職員を中心に特産品販売を通じた交流を図っていくこととしてお ります。

また、翌日開催された、木曽町町政施行20周年記念式典にも出席させていただいたところであり、松浦市の友田市長、宮本議会議長並びに木曽町の原町長、千村議会議長へ、10月29日に当町で開催する福島町合併70周年記念式典への出席依頼もさせていただいたところであります。

続きまして、各課所管事項についてご報告いたします。

(1) 町民課の所管事項について。

例年9月に開催している敬老会を、6月8日に総合体育館で開催し、長年にわたり社会にご尽力されて こられた方々の長寿をお祝いしました。

なお、今年度は福島町合併70周年のため、記念事業としてタレントのコロッケさんと3名のものまね芸人による芸能鑑賞会を併せて開催し、600人を超える多くの町民の方々に楽しんでいただきました。町の主な主催事業及び行事等については、別に記載してございますので、参照いただきたいと思います。以上で行政報告を終わらせていただきます。

○議長 (溝部幸基)

行政報告を終わります。

◎一 般 質 問

○議長 (溝部幸基)

日程第4 一般質問を行います。

一般質問は、2名の議員から提出されておりますので、通告順に従い進めてまいります。

1番藤山大議員。

○1番(藤山大)

通告に従い、町長に一般質問させていただきます。

「町の宝(子供)にさらに支援を。」

子どもたちが健やかに育つために「第三期福島町子ども・子育て支援事業計画」が策定されました。 子育て家庭の状況や子育て支援ニーズを把握し、地域の子育て支援の充実を図るために作成され、地域の実情に応じて、情報提供や相談・助言を行い保護者の経済負担の軽減を図るとなっております。

町では町の宝(子供)に対して色々な支援事業(出産祝金交付、医療費・給食費・保育料の無償化等)

を実施し大変喜ばれてはいますが、子育て家庭を取り巻く現状は、厳しい物価高騰が続く中、給与(賃金) は比例してアップされておらず、経済的負担が家計に重くのしかかっていると感じます。

子育て支援事業のさらなる充実に向けて伺います。

物価高騰や経済的負担が大きいため、出産祝金交付事業の増額、「子ども貯金(預金)」として支援を検討してはどうかお伺いいたします。

○議長 (溝部幸基)

鳴海清春町長。

○町長(鳴海清春)

藤山議員のご質問にお答えいたします。

私は、就任以来、子どもは地域の宝であるとの基本的な考えの下、地域全体で子育てを支える予算に重点を置いた施策を展開してきたところであります。

町では、少子化対策の一環として子どもを産み育てやすい環境の向上を目的に、平成24年度に「福島町ふるさと暮らし応援条例」を制定し、高校生までの医療費無料化や出産祝金の交付を始め、断続的に保育料や学校給食費を無料化するなど、順次、子育て支援に関する制度の充実を図ってきたところであります。

一点目の出産祝金の増額についてですが、現行の出産祝金、第1子5万円、第2子20万円、第3子以降100万円は、全国並びに全道的にもトップクラスの水準にあり、当面は現行の水準を維持することとしており増額は考えておりません。

二点目の子ども貯金(預金)としての支援の検討に関してですが、町では一点目の答弁にもありますように、少子化及び定住対策などの政策を柱に支援しており、また、物価高騰対策に関しましては、商工会などと連携し、プレミアム商品券などの発行と併せて、国の政策を見据えて対策を検討しており、ご提言の子ども貯金については考えておりません。

○議長 (溝部幸基)

1番藤山大議員。

○1番(藤山大)

全国的に現在行われている子育て支援事業計画は、答弁書にあるとおりトップクラスであるのは十分承知しております。

各市町村を比べた中でも、ここまでやっている町村はございません。僕も確認しましたが、やっている ところは分かっております。

町民の方々も大変喜ばれております。感謝もしております。

第一期、第二期とこのたび第三期福島町子ども・子育て支援事業計画と、現在では第一期の時と状況は変わっております。物価高騰で経済的負担が家計に重くのしかかっており、見直すなら今だと私は思っています。

1点目の出産祝金の増額も考えるべきだと私は思います。

第1子5万円、第2子10万円、第3子100万円となっておりますが、これは例えばの話しですが、 第1子10万円、第2子30万円と、第3子以降120万、この物価高騰のことを考えたらやっぱり、やっていないのは分かるんですが、もしよろしければやっていただきたいなと思います。

町の宝に対しては充分考えてほしいと思います。子どもに対してさらなる支援と検討を期待しております。増額できない理由として財源の問題なのか、その辺を町長の見解をお伺いしたいと思います。

○議長 (溝部幸基)

鳴海清春町長。

○町長(鳴海清春)

今、物価高騰が続いておりますので、子育て世帯だけでなくて高齢者の方々も大変厳しい状況であります。私は、我々の政策を打つ時にどういった視線で打つかということを中心に、いつも頭の中で考えさせていただいております。

やはり、今少子化が続くなかで、どういった政策が打てるかということは常々私議会の中でも申してますけども、日本全体の人口が減少していくなかで、少子化については我々一末端が色んな施策をしていても、なかなか抜本的な対策にはならないだろうということで、本来は国の施策として、しっかり国の人口

をどう捉えていくのかということの視点の中で、我々のできることをやっていくことが私は正解ではない のかなという風に思っています。

そういったなかで、今回我々としては出生率が低かったところをこの政策を打つことによって、おかげさまで出生率自体は少し上向くほどまでにはいきませんけども減らない形は取れるようになりましたので、今は横水平でたぶん推移しているんだと思っていますので、ここのところを維持していくところが私は大事ではないのかなと思っていますし、あと物価対策については本当に子育てだけでなくて色んな方々の対策としてこれは打っていくべきだと思っていますし、今は国のほうでも選挙が近づいておりますけども、新たに現金給付というニュースも飛び込んでおりますし、我々のほうにも今臨時的な交付金の少額ではありますけど通知も来てますので、そういったものを活用しながら私はもう少し秋口を目指して、年末かけてもう一段そういったものの対応をしていくべきではないのかなという風に思ってございますので、今は少しちょっと我慢していただいて、その中でこれからまたたぶん今、油が一時安くなってますけども油もたぶん中東の状況を見ますと厳しい状況が続いて多分値上がりするんだろうというニュースもありますので、そういったのも含めて全体的なものを見据えたなかで子育て世帯にどういう支援をするかと。

ただ、財源的に厳しいとかそういう問題ではなくて、やはりきちっとやるべきことをどうやるかということを決めた談には、議会の了解を得ながら、多少厳しい財源であっても、そこに集中して予算を突っ込むというのは私の考えでありますので、そういった時にはまた議会にお願いをすることになりますので、いまのところは財源云々ではなくて、今の政策で私は充分やりきれているのではないのかなという気がしていますし、新たな追加施策を設けるのであれば私は別立てで行ったほうがよろしいのではないのかなという気がしてございますので、そういったなかでまたこの選挙、参議院選挙を見据えて、その秋9月12月の定例会の段階でまた色んな形を議会のほうにお願いする形があると思いますので、ご理解いただきたいなと思っています。

○議長 (溝部幸基)

1番藤山大議員。

○1番(藤山大)

せっかく第一期・第二期と今回第三期に入るにあたってある程度しているのは分かるんですよね。でも、 現状はやっぱりどうしてもどこの家庭もそうですけど厳しい状況は続いていると思います。

僕の考えとしては、やっぱり今回第三期せっかく継続的にやっていっているのであれば、一期からさらに二期、今回三期、であれば全国的に本当に市町村やっていないのわかっているんですよ。分かっているんですけど、トップクラスというか胸張ってこれだけやっていますよという気持ちを込めて、今の状況を踏まえて増額に踏み切ってもらえればなという気持ちが本当にお母さん達はこれに対してはある程度感謝はしているんですが、現状を考えたらもうちょい検討すべきとこかなと思います。1点目のとこはそれとして。

2点目の部分で「子ども貯金(預金)」の内容ですが、あくまでも例えで色んな支援はあると思います。 このたび卒業式、入学式、運動会などでさまざまなところで地域の宝の父兄から声をかけさせていただき ました。

現状としたら給料上がらず、子どもの習い事や色々なものにお金が掛かるといったことを言われて、何か支援してもらえないかというのを僕のほうに相談されました。

町では、子ども預金といった支援はしておりませんが、町ではこのたび提案する形をつくらせていただいたのは、要は例えば習い事に対して町として支援ですね。貯金どうこうというのはちょっと、要はお金の増分はあれかもわからないですけど、今後のことを考えたら例えば習い事をすることに対して子ども達が率先的にやりたいというものがあるんであれば、町としてその辺は支援していただける体制、例えばですけど塾の習い事、スポーツやることに対して保険料とかその辺のことの支援、その辺を検討できる材料だと思うんですよね。この辺やっていただければ、僕の期待なんですが、今後、町として何らかの形で未来なりこの先返ってくると思うんですよね。まだ分からないです。これは僕も期待を込めているんですが、その辺も踏まえたうえで町長の支援対策、預金だけじゃなくて習い事に対して町として支援していくと、その辺の検討材料となると思うのですが、その辺も踏まえて町長にお伺いしたいと思います。

○議長 (溝部幸基)

鳴海清春町長。

○町長(鳴海清春)

子どもの習い事は我々もそろばん塾とか行かせていただきましたけど、やはり当時の状況も私知っていますけども、やはり我々のような塩釜田舎に住んでいるとなかなか習い事ができない。街の商店の同級生は色んな習い事をして、多少その家庭によって状況が違うのは私も経験をしております。

ただ、私はそこのところはやはりしっかり親が判断をして親の負担の中でやるべきことというのがあるんだと思っていますので、あまり何もかにも行政が手を突っ込むということは私はよろしくないんだと思っていますので、我々のやれる範囲の中で例えば義務教育の中で色んな教育スキルアップをさせるために、学校の中で色んなプラスアルファをしていくことについては我々しっかり応援をしたいと思いますけども、ただ、個々人の趣味とは言いませんけども、たぶん教育なりをアップさせるのに習い事をするのもあるでしょうし、あくまでも自分の趣味の中での習い事というのも当然ありますので、そこのところまで濃淡をつけて町が応援するというのは私はあまりよろしくはないのではないかなという考えを持っていますので、そこは当然親が頑張ってやらせるところに行かせるというのが当たり前の話しであって、あまり背伸びをしてそういったものをやらせることはどうなのかなという思いもありますので、そこの選別まで崩れてしまうと、何て言いますか、私の考えからいくと「やりすぎだ」という思いがしていますので、行政の立場の中でその一線を私は越える必要はないんだという風に思っています。

○議長 (溝部幸基)

1番藤山大議員。

○1番(藤山大)

例えばの話しですが、子どもとしたら現状何かやることに対して具体的な例であげるのであれば、テニスなりゴルフ等やるにあたって経済的に本当に子どもがやりたくても親の経済的なあれができないと。こういう風な状況があるんですよね。要は、それを子どもが無理してまでというわけではないですけども、今の家庭の現状はこうだからできない、でも、自分がやりたい、先ほど町長言った趣味かもわからない。でも、趣味の世界から一歩先というか子どものやりたい気持ちですね。この辺がある場合ってやっぱり家庭的事情があればこの辺はやっぱり町として支援してあげるのが僕は妥当じゃないのかなと。そういう風な声があればですよ、その辺も踏まえて今回の第三期の部分で色んな意味の助言なり、要は皆様の町民からの声を反映して、その辺のニーズに応えていくという意味であれば僕は合致するのではないのかなと思うんですよね。その辺も踏まえて、もしこういう風な状況があるのであれば、今後考えることはできないのか、その辺もお伺いしたいと思います。

○議長 (溝部幸基)

鳴海清春町長。

○町長(鳴海清春)

先程来申しあげましたとおり、我々ふるさと暮らし応援条例の中で色んなその親御さんの経費負担・軽減をしているところに応援をしていますので、そういったなかで、その軽減になったところを親御さんが自分の範囲の中でどう工夫していくかというのは当然親の私は務めだという風に思っていますので、議員おっしゃるとおり確かにどうしても本当はやらせたいんだけど行けないというところもあるんだと思います。でも、それで子どもが違った道行くとかそういうことは私はないと思いますし、私の同級生の中でもそういう家庭でしっかり今大人になって活躍している方もいっぱいいらっしゃいますので、そこのところについては私はやはり一つ線をピッとして正しておいたほうが何でもかんでも応援するという形になってしまいますので、そこのところはなかなか我々行政の踏み入るべき場所ではないのかなと思っていますので、先程来申し上げましたとおり、今、一生懸命その生活全体の物価高騰なり色んな形の中で応援をさせていただいておりますので、あとは親御さんが家庭の中でどう子どもさんを育てていくかということの捉えもしっかりしていないと、何もかにも行政頼りということには私はならないと思っていますので、そこのところは今のところ新たに追加してやるという思いまでは至っていません。

ただ、もう少し、今その物価高騰で色んな子育て世帯に負担が掛かっているというのは我々も声として聞いていますので、国が今やろうとしていることプラス行政としてそこのところをどう応援できるかというのは、子育て全体の中で我々としてはしていけたらいいなという思いがしていますので、個々人の趣味なり色んなところのところで濃淡つけることはちょっと差し支えていきたいなという風に思っていますので、これからも全面的に私は子どもは地域の宝だと常々口にしておりますので、そういった思いのなかで

予算化をしていければという風に思っているところであります。

○議長 (溝部幸基)

1番藤山大議員。

○1番(藤山大)

今回は要は子育て世代を中心的に話しはさせていただきました。今後、この辺については僕はもう少し 検討する余地はあるのではないのかなと思いますので、要は、地域の宝である子供に対して支援をしてい ただければ何らかの形で福島町に返ってくると思いますし、私も期待を込めて今回一般質問を終わらせて いただきます。

○議長 (溝部幸基)

鳴海清春町長。

○町長(鳴海清春)

ありがとうございます。

私も子どもに何故投資するかというのは、やはりしっかりふるさとで育って、ふるさとで頑張っていただきたいという思いで投下をしていますので、常々、今高校生でも中学生でも役場に緑の羽根なんか持ってきても、将来は役場で働いてねという声をかけたり色んな形で応援をしていますので、今、議員の熱い思いは感じておりますので、我々もしっかりまたそれに応えられるように頑張っていきたいと思っています。

○議長(溝部幸基)

次に、5番平沼昌平議員。

○5番(平沼昌平)

通告に従いまして、「独居老人の生活に対する提言」として町長に質問させていただきます。

行政報告に述べられているように、福島町合併70周年の記念事業としてタレントのコロッケさんと3名のものまね芸人による芸能鑑賞会が行われ600人を超える多くの町民の方々に楽しいひと時を提供できたことは素晴らしい事と感じております。敬老の日を祝う多くの高齢者の方々も喜んでおられた様子を見る事が出来ました。

一方で節目としての70年80年90年と考えた時、これから高齢化が更に進む我が町にとって思い切った対策も必要ではないかと感じつつ質問をさせて頂きます。

当町の令和7年5月末住民基本台帳から70歳から79歳の方が775人、80歳から89歳までの方で468人、90歳から99歳の方で139人となっております。男性・女性の差が70歳から79歳は59人、80歳から89歳では114人、90歳から99歳においては73人となっております。

中には、施設を利用されている方、あるいは、家族と共に生活する方などその身体の状態や環境によって様々であると考えますが、男女の差が大きくなっている80歳からの独居の方がどの程度になっているのか把握はしておりませんが、その方々の生活を考えた時の対応も行政として検討すべき問題だと思いますが、町長のお考えを伺います。

また、その方々の冬期の生活を考えた時、生活費も膨らんでいくことが現実として想像できるのですが、 個人差はあるにしても何らかの節約に工夫を凝らして体調を崩す方もいるものと考えます。

私は、個人的に無謀な施策として提案して意見交換させていただきたいと思います。

独居老人を対象に呼びかけ、希望者を集合的な生活にしてみてはどうかと考えます。過ごしていただく施設に関しては、共同住宅や今ある施設を活用し団体生活用に改造して集約化する等。課題は色々あるかもしれませんし、一方で個人の持ち家から離れたくないとの理由もあると思いますが、安価で限られた期間のみ集合し、団体生活をすることで生活費の抑制、健康管理、例えば冬期間の除雪など身体的・精神面でも安心して暮らすことのできる環境を有料で提案してはどうでしょうか。

私自体勝手に深く考えない中で質問させていただいておりますが、今後の独居者の生活について町長の 考えをお聞きいたします。

○議長 (溝部幸基)

鳴海清春町長。

○町長(鳴海清春)

平沼議員のご質問にお答えいたします。

福島町の80歳以上の612人の世帯区分の内訳につきましては、独居世帯が269人、老老世帯が161人、一般世帯が182人となっております。そのうち、介護保険施設等に入所されている方は72人、支援ハウスに入居されている方は11人おります。

このような状況の中で、町では、「一人ひとりの笑顔でつくる健康福祉」、「地域の支え合いでつくる協働福祉」、「思いやりの心でつくる安心福祉」を柱とした第4期福島町地域福祉計画5か年計画を基に、社会福祉協議会等と連携を図りながら地域全体で支え合う社会の実現を目指しております。

また、町では、新たにほくでんと提携し、「でんきでミマモ」という独居高齢者宅の電力使用量データを活用した見守りサービスを本年度から導入し、独居高齢者などの日常生活の安心・安全の確保を目指してまいります。

ご提言の希望者による集合的な生活に関してですが、斬新かつ大胆なご提言とは思いますが、現在、当町では、ひとり暮らしに不安を抱えている高齢者が安心して生活を送ることができる環境として、特別養護老人ホームや生活支援ハウス、グループホームが整備されており、当面はこれら現有施設を有効活用しながら対応してまいりたいと考えております。

○議長 (溝部幸基)

5番平沼昌平議員。

○5番(平沼昌平)

私の勝手な希望ともつかない何の根拠もないような感じの質問になりますけども、やっぱり高齢の独居 老人に対しての生活のフォローという体制づくりは、これからどういう形でももっともっと強化していか ないと孤独死なりそういうものにつながっていくと思います。

それのなかで、自分としてもこれはという施策は持ち合わせていないなかで町長にぶつけた質問になるわけなんですけども、回答の中でほくでんとの「でんきでミマモ」これについては何か今年からやるとの話しで今ご答弁いただいたんですけども、だいたい町民の方々何人にというか全世帯に対してなのでしょうか。そこら辺の範囲とか金額が有料なのか。そこら辺をちょっと教えていただきたいなと思うのと、そのほくでんの「でんきでミマモ」それに関しては私がちょっと調べたなかでは、例えば都会なんかでは賃貸住宅にあっては、賃貸住宅に暮らしている高齢者の独居老人の方には適用するけども、一戸建ての本当のこういう福島町に住んで自宅で暮らしている独り暮らしの老人の方に果たしてそういうものも通用するような契約をしているのか。そこら辺をちょっと質問とはなりませんけど、教えていただきたいなと思います。

○議長 (溝部幸基)

佐藤福祉課長。

○福祉課長(佐藤和利)

今の「でんきでミマモ」についてご説明したいと思います。

「でんきでミマモ」につきましては、一応当初予算で計上しておりまして、同時に福祉費で計上しております。予算額については35万7千円を計上しております。内訳につきましては、利用される金額が月額 90 円となっておりまして、これの1 か月 90 円なので掛ける 12 か月で、30 名を予定して予算計上していただきました。

今ほくでんさんとですね、これは自治体では初めてのケースで、先ほど平沼議員おっしゃったように民間のアパートに対してのそういうサービスは行っているんですけども、自治体の高齢者に対する部分は今回初めてということで、ほくでんさんと今ちょっと調整しながらやっております。

今の段階では、8月くらいに利用者の希望を広報通して周知いたしまして、利用者からの申込があって、10月くらいからサービスを提供するようなことでスケジュールは進めております。

内容につきましては、ほくでんさんで電気メーター付いているんですけども、その電気メーターの毎日 決まった電気を使う形にはなると思うんですけども、ちょっと2、3日の異常があるだとかという場合は 異常検知して、その検知した何かあればということで利用者に対してほくでんさんから自動音声メッセー ジで大丈夫ですかということで連絡が入る。それで、本人からそこで電話に出ればオッケーなんですけど も、電話に出ない状況であれば次の親戚だとかそういう方に繋がって、そこが駄目であれば最終的には役 場にデータが送られるというような内容となっております。以上です。

○議長 (溝部幸基)

(休憩 11時49分) (再開 11時49分)

○議長 (溝部幸基)

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。 佐藤福祉課長。

○福祉課長(佐藤和利)

料金につきましては先ほど月額990円と申し上げたんですけども、こちらのほうは全額町の負担ということで、利用される方の負担はございません。あと、対象者につきましては概ね65歳以上の独居の方を対象として考えてございます。

○議長 (溝部幸基)

5番平沼昌平議員。

○5番(平沼昌平)

ありがとうございます。

電気のメーターで早い話しがその使用量で生活しているか、生活の状態がどうなのか、通常の電気の使用量を見て異常が発生すれば、何かこのデータからいくと独自の技術で解析したほくでんのデータを基にして、そういう生活状況を確認するとしてあるんですけれども、この個人の持ち家に対して「でんきでミマモ」について質問しているわけじゃないので確認いたしますけども、そこら辺は例えば賃貸の場合だと通常の方々の年齢層にもよるんですけども、生活レベルの電気使用量と高齢者の電気の使用量って当然違ってくるわけなんですけども、その独自のデータとかほくでんとの今まで高齢者の住宅アパートとかそういうものに対して対象だったと思うんですけども、それを個人の家にした場合のデータ解析とかというのは、町もやるのが初めてなんでしょ今回。違うんですか、初めてなんでしょ。そうであれば、どういう風にものを聞いて、それを説明を受けて町としてこの住んでいる方・連絡を受ける方・それに対応する方の連携というのは当然話し合われるわけなんですけれども、どういう風な内容的な説明を詳しく聞いているのか。ただ、これでいくと理想的に言うと電気の使用量が減りました、何か異常があるなというだけだと思うんですよ。じゃあその電気の使用量の状況によって、そこに個人の家に住んでいる方がどこまで把握できるかということなんです。例えば電気の点けっぱなし、それから水道でも分かると思うんですよね。

私は電気より水道だと思うんですよ。一番よく分かるのはね。そういう生活のものをほくでんさんと内容をどの程度煮詰めているのか、あとでもいいですから詳しく、やっぱり当然対象者に説明するわけですから詳しくしていかなければならないと思うんです。

これからは暑くなってくると、昨日も本州のほうでは何人かの方が熱中症で亡くなられています。また、冬になると冬になったで灯油代も掛かるでしょうけども、果たして町で出している福祉灯油とかそういう金額で賄えるだけのものかというと、決して我々は心の中で思っているんですけども間に合うわけがない。当然、自分の自費である程度やっていかなければならないという面も考えますけども、そこら辺ほくでんの方とやはり町でお金を持つとは言うものの、もっと内容を詳しく。

今、課長おっしゃったのは、あくまでも「でんきでミマモ」の方が町に対して「これはいいものですよ」という程度の説明だと思うんですね。でも、実際にそれを活用して自分の命をそのほくでんの「でんきのミマモ」に見てもらうということになると、もっと詳しくそこら辺は知ってもらうし、説明する責任は町のほうにあると思うんです。そこら辺もし分かったら教えていただきたいなと思います。

町長、高齢者の独居の方々が一番やっぱり日常生活で不安に考えるというのは、まずは病気のことですよね。それで、一人で居るというのは連絡がつくところがあればいいですけども、連絡がなかなかつかないとか親族が遠くにいるとかという場合で、そういう健康面での不安というのはあります。もちろん町内会単位で民生委員とかそういう方々が見守ってくれるのはあるんですけども、なかなか現実としては一人で暮らしている方々は施錠したりとか呼び掛けてもなかなか出て来ないとかという現状の中で、一つのパーツとして今の「でんきのミマモ」というのもあるかもしれませんし、水道の使用メーターもあるかもしれませんけども、やはりその高齢者の不安と思っているものを、いかに軽減していくかということだと思

うんです。これから我々が今、一番懸念しているのは地震、それから暑さ、冬期間にあっては除雪体制、 これも独居の方にしてみれば大変な自然災害なり不安に思う要因だと思うんですよね。

そういう方々を私はですよ、もし希望者がいれば一箇所に集まることによってその集団意識と言うんですかね、それを持っていただいて、お互いにその一定の期間、これは夢になってしまいますけども励まし合いながらこの冬期間を過ごすとか、夏場はこの暑い中を涼しい施設で過ごすとかというようなことはある程度施設整備しなくても、例えば一箇所にそういう広い所で時間単位でもいいので考えてみる時期に来ているんじゃないのかなと思うんです。

それで、どうしてもお年寄りの人、特にも独居の方は、例えば前の日に作ったもの・いただいたもの、これをまた食が細くなっていますから冷蔵庫に入れるとか何とかでまた次の日も同じもの、また次の日も同じもの、言っちゃ悪いですけどちょっと悪くなりかけてでもまだ食べられるとか、そういう感じの感覚になってきて、最後はめんどくさいからインスタントもの、これが現実的な食生活だと思うんです。

そうであるならば、そういう面も踏まえて、ある程度集団の中に来ていただいて、今で言っているデイサービスみたいな感じのもので集まっていただいて夜泊るとか、それから日中涼しく過ごしてもらうとかというようなものから始めて、季節的に集合的なもの集合して生活していただく。また、暖かくなったら自分の家に戻っていただく。そういうような枠組みというのも検討する段階にきているんじゃないかなと思うんです。そこら辺の考え方どうでしょうか。

○議長(溝部幸基)

暫時休憩いたします。

(休憩 10時57分)

(再開 11時12分)

○議長 (溝部幸基)

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。 鳴海清春町長。

○町長(鳴海清春)

まずは先ほどの件に関しましては、後ほど、うちの課長のほうから「でんきでミマモ」については説明をさせていただきたいと思いますけど、私どもとしては、色んな形で生活の困りごとのアンケートなんかを見ても、高齢者の安否確認というのが一番断トツに多いと。その次に多いのが屋根の雪下しだったり雪掻きという形でありますので、我々としてはしっかり高齢者をどう見守っていくか、支えていくかということの対策を講ずることが大事かなと思っていますので、今回また、たまたま今ほくでんさんのほうと連携をしますけども、実は昨日もクロネコヤマトさんの宅急便のほうからも同じような見守りの色んな形がありますよという提言をいただきましたので、我々いま社協さんのほうのヘルパーさんで巡回・声掛けをさせていただいていますけど、やはりその人によって色んな選択肢があっていいと思うんですよね。

やはり、人それぞれ色んな対応の仕方によって選ぶことがあれば、少しでもそういったものによって高齢者の安否なりそういった確認ができればいいと思っていますので、我々としては今しっかり先ずほくでんさんとの事業を展開させていただきますので、それについては9月目途にということですので、しっかりまずこれから内容を詳細も詰めながら、町民の皆さまに先ずしっかりお知らせをして、その中で選んでいただくという形を取っていければなと思っています。

それで、共同住宅の関係につきましては、全国の中でもやはり私もちょっと平沼議員の提言をいただいて色々ちょっと調べてみましたら、もう多少それに近いことをやっているNPO法人ではありますけども行政でやっているのはなかなかないなというのがあります。NPO法人なんかでグループリビング支援モデル事業みたいな形で、要するに10人ぐらいの共同生活をする建物を建てて、そこの中で生活をしているという形のものがあるやに聞いております。

ただやはり、そこの中でもやはりただ住まいを作ればいいということではなくて、やはり住まいとともに暮らしとともに福祉サポートがなければ、なかなかこれが成り立っていかないのかなと。そこにただ住んでやるということであれば、だんだん高齢化していった時にどうしてもそのサポートが伴っていかなきゃ難しいのかな。

あともう一つは、よく言われているのは最近その他世帯、要するに若い人と高齢者が一緒に住むということによって、その高齢者の生活を見守っていくというのも少し都会のほうではあるやに聞いていますので、我々としては今例えば公営住宅なり色んな施設の中で空いているところがありますので、そういったのの活用が果たしてできるかどうかも含めて、これから色んな要望に応えていく必要があるんだと思っていますけども、ただ、支援ハウス我々そういった場所をセッティングをしていますけども、それの需要自体も極端にいくと満足に充足しているかというと、なかなかやはり自分の家がやはり人は住みやすいというのか、勝手に自由にそこにいると面倒くさいことが無いという自分からそうですけども、やはり人と一緒に住むということは色んな制約もありますし色んな形の中でありますので、それを良しとしない方々がありますので、そういったところの難しさはあるんだと思いますけども、ただやはり北海道の場合、先ほど言いましたとおり、2番目の困りごととして雪掻きなりそういったものの冬の間の対応というのはやっぱり当然高齢化することによって出来なくなるということが多くあります。

それで極端な話、一軒家をやめて公営住宅に入っている人も実際はいるんですよね。公営住宅に入りますと雪掻きが無くなりますので、そういったので自分の家から公営住宅に入るという方もいらっしゃいますので、そういったところの需要を社協さんなりそういったところと現場と連携をしながら、そういった需要があるのかどうかも含めて、今後の新たな計画の中でまたそういったものを検討することも私は必要なのかなという今回の提言を受けて感じてございますので、そういったなかでしっかりと高齢者の方の声を聞きながら、本当に現場に則した形のものを提供できればなと。

先程来申し上げましたとおり、施設だけ建てて良しということには多分ならないと思いますので、それに伴う組織なりそれを支えるしっかりとした体制を整えてセットでやっていかなければ、早晩、誰も使わない施設になってしまうのかなと思いますので、そういったところも含めながら今後対応していければなという感じを受けているところであります。

○議長 (溝部幸基)

佐藤和利福祉課長。

○福祉課長(佐藤和利)

先ほどの「でんきでミマモ」についての説明で、電気メーターにつきましてはスマートメーターということで、今は検針だとか作業は行ってなくて、自動で北電さんに使った電気量が行く形になっております。それを利用して電気の使用量につきましては個人ごとによっては変わってくるんですけども、その個人の使用したデータをデータ化して、それを分析して、例えば前の日がこういう風に使っていたけども次の日はちょっと使われ方がおかしいよという場合に、それが北電さんの独自の技術ということでの解析をして異常と判定した場合に連絡が行くという内容となってございます。

○議長 (溝部幸基)

5番平沼昌平議員。

○5番(平沼昌平)

ありがとうございます。

課長それは北電で出ている「でんきでミマモ」サービス概要にそのまま書いているので、それをもっとですね、町民の方々に、対象となる町民の方々にわかりやすく言っていただければなと思います。せっかくやるんですからね。

先ほどまた町長のほうからクロネコさんですか、やっぱりそういう高齢者の独居者を見守るパーツというのはやはり数が多いことには超したことがないと思うんですね。そういう面でこれから対応していただきたいと思うんですけども、対応していただけるかどうだかわかりませんけど、私は町長言っているように、ずっとそこに住むということじゃないんですよね。やはり、自分の持ち家がある、あるんだけども一人で生活する分には健康面でも食事の面でもあらゆる情報の面でも、また季節的な要因の環境で自分の負担が軽減になる、それで健康体を保っていられるような状態になれるその一番厳しい時期だけ集合的な生活を提案したらどうでしょうかということで、本州なんかでやっているNPOで1軒の家に10何人とか入れて、それで見守っているとは言ったって、決して私は見る限りは褒められるような状況の環境ではないと思うんですね。それよりも一時でも、やはりその暑い時、それから雪の多い時、時期でも期間でも決めて集団生活していけるように入ってくる人もわがままを抑えて、みんなと集団生活できるような環境づくりを入る人も見守る人も作っていかなければならないでしょうけども、それぞれに歴史を重ねてきた

方々ですから、自分の意見の主張というのは強いかもしれませんけども、やはりその集団生活をするうえでの基本的なものは我々よりも何年も積み重ねてきているわけですから、うまくやってくれると思うんですね。それよりも色んなことを条件を我慢しながらも、自分の身体的なものを町がこれだけ私達のために提供してくれているんだとか、そういう面で一時的でも一時でもこういうことをやってみませんかぐらいの提案というのは今後考えていかなければならないことが多くなってくると思うんですよね。

せっかく今年から第4次の福島町地域福祉計画というものを作って、どんどんこの計画も進化させていかなければならない。その世の中その世の中の状況によって進化させていかなければならない。

今私が言っていることが、もう何年か後にはごく当たり前の話しになってしまうかもしれません。例えば12月の末から2月の末まで集団でここに皆さん生活しましょう。暖かくなったら庭の花を植えるために自分の家に戻りましょうと、こういうような感覚の時代が来るかもしれません。

だからそういうのに対して福島町も、いつも情報をやはり流しながら環境整備していくことも私は必要ではないかと思うので、そこら辺を最後としてお聞きして終わりたいと思います。

全く自分で提案型の、全く本当に申し訳ないですけども、たらればの世界で質問しているので申し訳ないと思いますけれども、考え方だけでもお聞かせ願えればなと思います。

○議長 (溝部幸基)

鳴海清春町長。

○町長(鳴海清春)

我々基本的には地域福祉計画を作らせていただいておりますけども、基本となるところはやはり住み慣れたところでいつまでも元気でということを基本理念にしていますので、本来は自宅でしっかりいつまでも健康的な暮らしを送るためにどういったものをサポートしていくかということを中心に計画をつくって終わりますけども、ただ、今議員おっしゃるとおりこれからいつまでもそれが可能かどうかとなると、なかなか厳しい環境になってくるのかなと。

特に今考えられるのは二つの要素があるのかなと。これまで北海道は涼しいという概念が今日見てもそうですけども、この6月からもう30度近くに昨日あたり見てますと札幌でももう30度超えたりという状況の中で、これまでクーラーが必要でなかったところを各家庭でもクーラーでなければ夏を凌げないという状況が一つ。そしてまた、冬は冬で暖かくなった分雪が少ないかなと思ったら反対に雪が多くなっているような、ここ1、2年の状況を見ますとそういったのがありますので、さっきの困りごとの相談の中の2番手としてやはり雪掻きというのが高齢者にとっては生活をしていくうえでは不安なのかなという要素がありますので、例えばその期間だけ、例えばクールダウンするのに夏の間クーラーの効いた施設で過ごしていただくということが反対にその人にとっては健康的な要素の一つになるのかもしれません。

そして、冬の間はなかなか雪掻きができない状況の中で、先ほど言いましたとおり住宅ではないですけども雪掻きのないようなとこで生活をしていただく。

ただ、一つ北海道の悪いところ、悪いという言い方が良くないですけども、やはり冬の間を家を空けるということは家が傷む原因の一つにもなるんですね。やはり、火の気が無くなると本当に家というのは軒先も含めて傷むということがありますので、反対にあまりそういったことを繰り返すことによって帰る場所がなくなる可能性もありますので、そういったところも少し要素として考えておかなきゃないのかなと思いますけども、ただ、今言ったようにこれからはますますその先ほど言いました夏の厳しさ冬の厳しさが高齢者を苦しめてくる時代が来るんだという風に思ってございますので、そういったところをどう我々として新たな政策を持ってクリアしていくかということは今後我々に課せられた課題でもあるんだという風に今日認識をさせていただきましたので、そういったなかで、どういった形ができるのか。

そして、また、高齢者にどういったものを提供したら受け入れてもらえるかということを関係団体を含めながら今後の計画の中に新たな、地域福祉計画の中になるかどうかは別にしても、新たな高齢者対策みたいな形をつくっていく必要があるんだという風に認識をさせていただきましたので、そういったのも含めながら、多様な意見みなさんから頂いて、町民一人ひとりの健康を守っていきたいと思いますし、また、高齢者の人の特にやはり困りごとの一つには先ほど言いました冷蔵庫に物を入れておけばいいというガイドもありましたけども、やっぱり私は敬老会の時に記念品を高齢者にこれまで配っていたのをですね、昼にお弁当を配布するようにしたんですね。

あれはやはり私が選挙で出た時に、一人ひとりの家を歩いた時におばあちゃん何一番役場から頂いたら

喜びますかねって言ったら「昼の弁当作るの大変だから、昼を頂ければ1食でも助かります」ということで、そういったことをやった経緯がありますので、意外と高齢者の方々って慣れているようで、やはり3食食べることに大変だということもありますので、当然また先ほど言った暑さ、夏の対策、冬の対策と踏まえて、食の対策と言いますかそういったものもしっかり提供できるような、この3つが揃うようなものの環境をどう作れるかということの対策を私は講じて行ければ高齢者の方々が選択の一つとして選んでもらえるのかなという風な感じを今日受けましたので、今後、少しその辺のところもしっかり色んな状況の推移を見ながら新たな方策として必要であれば、しっかりその時期に対応できるように今からちょっと準備をしていきたいという風に思ってございますので、今日はありがとうございます。

○議長 (溝部幸基)

よろしいですか。

(「はい」という声あり)

一般質問を終わります。

◎報告第1号 令和6年度福島町一般会計繰越明許費の報告について

○議長 (溝部幸基)

日程第5 報告第1号 令和6年度一般会計繰越明許費の報告を議題といたします。

内容の説明を求めます。

小鹿浩二総務課長。

○総務課長(小鹿浩二)

それでは、議案の109ページをお開き願います。

報告第1号 令和6年度福島町一般会計繰越明許費の報告について。

令和6年度福島町の一般会計繰越明許費について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、 別紙のとおり繰り越したので報告する。

令和7年6月19日提出、福島町長。

次のページをお願いいたします。

繰越明許費に係る繰越計算書を調整いたしましたので、報告いたします。

いずれも3月第2回会議にて繰越事業としたもので、令和6年度から令和7年度に繰り越した3事業で、翌年度繰越額が9、320万1千円であります。

内訳は、3款民生費、1項社会福祉費、事業名、低所得者世帯支援給付金給付事業で、翌年度繰越額488万円、財源内訳は全額一般財源となっております。

次に、9款消防費、1項消防費分が2件ございます。

まず、防災用資機材等整備事業で、翌年度繰越額が7,600万円で、財源は国庫支出金が3,800万円、地方債が3,290万円、一般財源が510万円で、大型トイレカーなどの防災資機材整備に係るものでございます。

3段目の、渡島西部広域事務組合負担金(消防部門)事業については、翌年度繰越額が1,232万1千円で、財源は地方債が920万円、一般財源が312万1千円、指揮広報車の購入に係るものでございます。

以上で、報告第1号 令和6年度福島町一般会計繰越明許費の報告についての説明を終わります。 よろしくお願いします。

○議長 (溝部幸基)

内容の説明が終わりました。

質疑ございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長 (溝部幸基)

報告を終わります。

○議案第7号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

日程第6 議案第7号 職員の勤務時間、休暇等条例の一部改正を議題といたします。 提案理由の説明を求めます。

小鹿浩二総務課長。

○総務課長(小鹿浩二)

それでは、議案の5ページをお開きください。

議案第7号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年6月19日提出、福島町長。

改正の理由について説明いたしますので、説明資料の5ページをお願いいたします。

1、改正の理由。

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律等の一部改正に伴い、出産・ 育児を理由とした離職防止として仕事と生活の両立支援制度について利用しやすい勤務環境の整備をする ため、条例の一部を改正するものであります。

2、改正の内容。

(1) 第15条の2に妊娠・出産等についての申出をした職員に対する意向確認等。

職員に対して出生時及び育児期両立支援制度等の請求申告又は申出に係る意向を確認するための面談やその他の措置を講ずるため、条文の追加をします。

また、条文の追加に伴う引用条項や条項ずれについても整理いたします。

- 3、施行年月日。
- (1) 令和7年10月1日から施行します。ただし、第15条の2の規定は公布の日から施行します。
- (2) 経過措置として、第15条の2第2項各号に掲げる措置については、この条例の施行の日前においても措置を講ずることができることとします。

なお、議案の5ページから7ページに条例の新旧対照表を掲載してございます。

以上で、議案第7号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の説明を終わります。 ご審議のほどよろしくお願いします。

○議長 (溝部幸基)

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

(「なし」という声あり)

○議長 (溝部幸基)

質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

(「なし」という声あり)

○議長 (溝部幸基)

意見交換を終わります。

討議を行います。

(「なし」という声あり)

○議長 (溝部幸基)

討議を終わります。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長 (溝部幸基)

討論を終わります。

採決を行います。

議案第7号を決することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

起立全員であり、議案第7号は可決いたしました。

◎議案第8号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

○議長 (溝部幸基)

日程第7 議案第8号 職員の育児休業等条例の一部改正を議題といたします。 提案理由の説明を求めます。

小鹿浩二総務課長。

○総務課長(小鹿浩二)

それでは、議案の9ページをお開きください。

議案第8号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年6月19日提出、福島町長。

改正の理由について説明いたしますので、説明資料の6ページをお開きください。

1、改正の理由。

先ほど議決いただきました議案第7号と同様でありますので、割愛させていただきます。

- 2、改正の内容。
- (1) 第1条関係、法律改正に伴う引用条項部分の改正。

地方公務員の育児休業等に関する法律の第19条の改正により、同条項が繰下げとなったことから条文の改正をします。

(2) 第18条関係、第1号部分休業の取得可能時間の柔軟化。

現行の部分休業(1日につき2時間を超えない範囲で30分を単位に承認)について、勤務時間の始め 又は終わりに限り承認可能とする取扱いを廃止とします。

(3) 第2号部分休業の新設。

現行の第1号部分休業の請求パターンに加え、第2号部分休業として新たな請求パターンを以下のとおり導入するため、条文の新設を行います。

- ①条例で定める請求期間については、毎年4月1日から翌年3月31日までとします。
- ②第2号部分休業の取得時間は、1年度につき10日相当の範囲で承認となります。
- ③承認単位は、原則として1時間を単位として承認いたします。
- ④条例で定める特別の事情による請求パターンの変更については、配偶者等の入院や別居等により、請求時に予測することができなかった事実が生じたことにより変更をしなければ子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める場合、請求した部分休業のパターンを変更できることとします。
- 3、施行年月日。
- (1) 令和7年10月1日から施行します。
- (2)経過措置として、令和7年度における第2号部分休業の請求可能期間が平年の半分の6か月となるため5日相当とします。

なお、議案の9ページから12ページに条例の新旧対照表を掲載しております。

以上で、議案第8号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の説明を終わります。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 (溝部幸基)

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

(「なし」という声あり)

○議長 (溝部幸基)

質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

(「なし」という声あり)

意見交換を終わります。 討議を行います。

(「なし」という声あり)

○議長 (溝部幸基)

討議を終わります。 討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長 (溝部幸基)

討論を終わります。

採決を行います。

議案第8号を決することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長 (溝部幸基)

起立全員であり、議案第8号は可決いたしました。

○議案第9号 福島町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術者資格基準に関する条例の一部を改正する条例

○議長 (溝部幸基)

日程第8 議案第9号 水道布設工事監督者の配置・資格基準、水道技術管理者資格基準条例の一部改正を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

紙谷一建設課長。

○建設課長(紙谷一)

それでは、議案の13ページをお開きください。

議案第9号 福島町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例。

福島町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年6月19日提出、福島町長。

内容について説明いたしますので、説明資料の7ページをお開きください。

1、改正の理由。

建設業法施行令の改正を受けた水道法施行規則の一部を改正する省令が令和6年12月13日に施行されたことに伴い、当条例において引用している箇所の改正をいたします。

2、改正の内容。

建設業法施行令の条ずれによる引用条項部分の改正(第3条、第4条関係)でございます。

条例の第3条第1項第11号及び第4条第1項第8号中の、「建設業法施行令第34条」を「建設業法施行令第37条」に改正します。

3、施行期日。

この条例は、公布の日から施行します。

以上で、議案第9号 福島町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格 基準に関する条例の一部を改正する条例の説明を終わります。

なお、議案の13ページから14ページに新旧対照表が掲載してございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 (溝部幸基)

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

(「なし」という声あり)

○議長 (溝部幸基)

質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

(「なし」という声あり)

○議長 (溝部幸基)

意見交換を終わります。

討議を行います。

(「なし」という声あり)

○議長 (溝部幸基)

討議を終わります。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長 (溝部幸基)

討論を終わります。

採決を行います。

議案第9号を決することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長 (溝部幸基)

起立全員であり、議案第9号は可決いたしました。

○発委第1号 福島町議会基本条例諮問会議条例の一部改正について

○議長 (溝部幸基)

日程第9 発委第1号 議会基本条例諮問会議条例の一部改正を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

5番平沼昌平議会運営委員長。

○議会運営委員長(平沼昌平)

議会提出議案と議会提出議案説明資料をご用意ください。

まず、議会提出議案の3ページをお開きください。

発委第1号 福島町議会基本条例諮問会議条例の一部を改正する条例。

福島町議会基本条例諮問会議条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年6月19日提出、福島町議会運営委員会委員長、平沼昌平。

内容につきましては説明資料で説明いたしますので、説明資料の3ページをお開きいただきたいと思います。

1、改正の理由。

議会では、平成21年から「議会基本条例諮問会議」を設置し、基本条例の見直しや、議員定数・歳費 について諮問し、答申を受けてきております。

今般、議会改革調査特別委員会より議員のなり手確保対策として「議会モニター」の導入が有効との意見が出されましたが、すでに諮問会議があることから、議会モニターの職務を諮問会議委員に担っていただくことで整理したところですが、諮問会議委員は町内各団体から推薦を受け委嘱しているため、議会モニターとして議会に興味があり、自主的に委員となっていただける「公募委員」を増やす必要があるため条例の一部を改正するものです。

2、改正の内容。

- (1) 諮問委員の職務を規定するため、諮問会議の所掌事項を定めた第2条に諮問委員が行う職務の規定 を追加いたします。
- (2) 委員定数の増員ですが、議会に興味を持って自主的に委員となる「公募委員」を増やすため、委員 定数を「10人以内」から「13人以内」に増員いたします。

- (3) 報酬について、委員に報酬を支給しない職務について規定いたします。
- (4) 費用弁償について、委員に費用弁償を支給しない職務について規定するとともに、支給する費用弁償の額について「福島町議会議員歳費・費用弁償等条例」別紙2の額を準用することといたします。
- (5) (4) の改正に伴い、別表を削除いたします。
- 3、施行期日。

この条例は、令和7年7月1日から施行いたします。

以上、簡単ですが提案理由の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長 (溝部幸基)

提案理由の説明が終わりました。 質疑を行います。

(「なし」という声あり)

○議長 (溝部幸基)

質疑を終わります。

提出者との意見交換を行います。

(「なし」という声あり)

○議長 (溝部幸基)

意見交換を終わります。

討議を行います。

(「なし」という声あり)

○議長 (溝部幸基)

討議を終わります。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長 (溝部幸基)

討論を終わります。

採決を行います。

発委第1号を決することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長 (溝部幸基)

起立全員であり、発委第1号は可決いたしました。

◎議案第10号 第6次福島町総合計画の変更について

○議長 (溝部幸基)

日程第10 議案第10号 第6次総合計画の変更を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

村田洋臣企画課長。

○企画課長(村田洋臣)

それでは、議案の15ページをお開きください。

議案第10号 第6次福島町総合計画の変更について。

第6次福島町総合計画を変更したいので、福島町議会基本条例第11条の規定に基づき議会の議決を求める。

令和7年6月19日提出、福島町長。

失礼しました。議案の16ページから21ページまでは、前期実施計画の変更前・変更後の新旧対照表 となってございます。

内容につきましては、議案説明資料でご説明させていただきます。

別冊2の8ページをお開き願います。

1、変更の目的。

令和6年度福島町議会定例会3月会議において議決された本計画について、予算補正等により事業内容に変更が生じたため、第6次福島町総合計画における前期実施計画を変更するものであります。

2、前期実施計画の変更。

前期実施計画について、事業件数113件、事業費総額52億6,970万円となっているものに、新規事業4件、事業費4,790万円を増額、変更の生じた4事業に係る事業費を2,380万円増額し、総事業費を53億4,140万円に変更するものでございます。

なお、財源の主な内訳は、地方債が2,440万円の増額、一般財源が4,730万円の増額となっております。

- (1) の総事業費等の変更についてですが、ただいまの説明を表にしたものとなっております。
- 9ページの(2)変更区分の概要についてはそれぞれ変更理由毎に、10ページの(3)施策体系別の変更については、基本方向の項目毎に整理した内容となっておりますので、ご確認をお願いいたします。

11ページをお開き願います。

- (4) の事業費等に変更が生じた事業について、ご説明いたします。
- 1段目の水産加工業支援事業ですが、スルメイカの不漁による原料不足や価格高騰が続いており、厳しい経営を強いられている状況を鑑み緊急的支援をおこなうもので、令和7年度事業費が1,400万円の増額となっております。

2段目の老人福祉施設(デイサービス)整備事業ですが、浄化槽設備の老朽化に伴う設備改修事業に対する補助金の追加で、令和7年度事業費が200万円の増額となっております。

3段目の防災・減災対策事業ですが、J アラート受信機の更新に係る事業費の追加で、令和7年度の事業費が480万円の増額となっております。

4段目の空家対策支援事業ですが、空家解体に係る補助金申請件数の増に伴い、令和7年度の事業費が300万円の増額となっております。

- 12ページをお開き願います。
- (5) 新規に登載となった事業についてですが、このあと政策等調書・総合計画事業進行管理表により担当課長からご説明いたします。

なお、この度の変更につきましては、6月4日に開催した令和7年度第1回福島町総合計画審議会において、ただいまご説明いたしました変更の内容及び新規事業の登載について承認いただいておりますことを申し添えます。

以上で、第6次福島町総合計画の変更についての説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 (溝部幸基)

政策等調書の補足説明を求めます。

ウニ種苗育成センター改修事業、アワビ陸上養殖生産等調査事業について、14ページから17ページ になります。

福原貴之産業課長。

○産業課長(福原貴之)

それでは、産業課所管の新規事業について説明いたします。

説明資料14ページをお願いします。

事業名、ウニ種苗育成センター改修事業でございます。

現状の認識は、ウニ種苗育成センターは、新たな種苗生産施設の整備により当初の目的を終えており、 施設の有効利用が課題となっていたが、養殖コンブの製品・加工場として使用できるよう整備が必要とな ったものでございます。

政策等の発生源につきましては、対象はコンブ養殖漁業者及び加工事業者で、意図は基幹産業であるコンブ養殖の安定生産、事業維持並びに雇用の確保を図るものでございます。

事業計画は、ウニ種苗育成センターの改修で、天面・側面の外部ポリカーボネート取替及び主体構造部 等補強工事などとなってございます。

また、定例会5月会議において予算議決いただきました施設内水槽撤去費及び排水溝埋設補修は本定

例会で計上している改修工事に先立ち、事業を進めております。

財源につきましては、計画額1,900万円で、地方債1,600万円、残り300万円が一般財源でなっております。それで、地方債の部分につきましては、当定例会で計上している改修工事費1,600万円を見込んでおります。

16ページをお願いします。

事業計画名、アワビ陸上養殖生産等調査事業でございます。

現状の認識は、アワビ陸上養殖事業は、種苗の確保が厳しい状況にあるが、民間企業のノウハウにより 生育調査や水質調査等を実施し、アワビ生産のあり方を検証する必要がある。となっているものでござい ます。

政策等の発生源につきましては、対象は福島町アワビ陸上養殖施設で、意図はこれまでの陸上養殖技術と平行して新たな生育方法等を試験調査し、大量生産による安定生産の可能性を検証するとともに、地域活性化と雇用の確保を図るものでございます。

事業計画は、アワビ陸上養殖施設で試験飼育による生育調査、生育可能規模や必要設備の検討の事業評価、漁港区域の水質サンプル調査などとなってございます。

財源につきましては、計画額770万円で、すべて一般財源を予定しておりますが、道の地域づくり総合交付金を見込んで準備を進めているところでございます。

以上で、産業課所管の説明を終わります。

○議長 (溝部幸基)

外国人介護人材育成支援事業、老人福祉施設(特養)整備事業、18ページから21ページになります。

佐藤和利福祉課長。

○福祉課長(佐藤和利)

政策等調書・総合計画事業進行管理表の福祉課所管分を説明いたしますので、18ページをお開きください。

事業計画名は、外国人介護人材育成支援事業であります。

現状の認識は、喫緊の課題である介護職員不足を解消するために、外国人介護福祉育成支援協議会に加入し、介護福祉士の資格取得を目指す留学生の育成を支援し、町内事業所への就労につなげるものでございます。

政策等の発生源として、対象は東川国際文化福祉専門学校の介護福祉科に在籍する留学生のうち、卒業時に介護福祉士の資格を取得する見込みかつ、町内の社会福祉施設等において通算5年間勤務する意思がある者で、意図は町内事業所への就労につなげることで、介護職員の不足の解消を図るものであります。

事業計画は、奨学金の交付で、留学生1名につき370万円、留学中の2年間交付するものでございます。

令和7年度の事業費は740万円となっており、財源につきましては全額一般財源となっておりますが、 事業費の8割、740万円の8割で592万円が特別交付税措置されます。

次に、20ページをお開きください。

事業計画名は、老人福祉施設(特養)整備事業であります。

現状の認識は、町内唯一の特別養護老人ホームであるが、施設整備の老朽化が進んでいるため、今後も 安定して介護サービスを提供するための支援が必要であります。

政策等の発生源として、対象者は町内の高齢者で、意図は介護が必要な状態となっても安心して地域で 生活できるよう、必要な介護サービスを提供できる体制を維持するものであります。

事業計画は、介護用電動ベッド等を20台更新するものでございます。

令和7年度の事業費は640万円となっており、事業費の内容について、陽光園の総事業費から国の補助金を差し引いた額の4分の3が町の助成額となってございます。

予算については、9月会議の補正で計上予定となってございます。

財源につきましては、全額一般財源となってございます。

以上で、福祉課所管の説明を終わります。

○議長 (溝部幸基)

(休憩 11時59分)

(再開 12時58分)

○議長 (溝部幸基)

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

議案第10号 第6次総合計画の変更について、議案説明が終わっておりますので質疑を行います。 1番藤山大議員。

○1番(藤山大)

説明資料2の14ページ、政策等調書でちょっと聞いていきたいと思います。

ウニ種苗センターの部分で、現状の認識の部分で当初の目的を終えており、施設の有効利用が課題となっているというような政策調書があるんですが、このたび6月それと5月に補正300万出されて、また新たに1,900万、要は1,600万地方債が出されているのですが、僕自身あれなんですけど1回出されてまた出されてというか新たに見つかった部分としてこのような1,600万出されたという気持ちがあるんですよね。

要は、ただ言えるのはウニ種苗センター今回建てることにあたって、要は利便性というか使い勝手のいいものに出来ているのかその辺だけ確認したいんですよ。これを直すことによって、僕自身は新たに新しい場所を借りてやっているほうが金額的にはどうなのか、その辺の検証もされているのか、その辺も踏まえてちょっと聞きたいなと思います。

○議長 (溝部幸基)

福原貴之産業課長。

○産業課長(福原貴之)

若干説明したと思うんですけど、まずは5月の部分の予算につきましては、まずは水槽の撤去とコンクリート側溝の埋めということ、この事業を速やかにしないと次の改修工事に入っていけないという部分で、まずは先行的に5月会議で予算立てさせてもらいました。

それで、ある程度は今現在終えている状況ありますので、この今予算議決いただければ1,600万の 工事費を発注していくという流れです。

それと、既存施設と新しい施設という部分であれば、当然、北海シーウィードさんの隣接しているウニセンターですし、隣接していることっていう部分で使い勝手もいいでしょうし、今また新しい建物を建てるとなると億単位の話しになりますので、安価にできるということで改修工事で検討したということになります。

○議長 (溝部幸基)

よろしいですか。

6番木村隆議員。

○6番(木村隆)

12ページの新規事業の中でウニの種苗センターの改修、いま藤山議員質問しましたけれども、5月会議の時は保管場所という形で補正を出してきたわけですね。だからその時は、最初からこういう風な6月会議に1,600万また追加でという話しではなかったと思うんです。

ですから、ヤマザキさんとどういう話し合いがあって、今この6月にこういう風に今度は保管場所じゃなくて加工場としても使いたいわけですよね。だから、どういうやり取りがあってこういう風な形に2回補正で出てきたのか。

○議長 (溝部幸基)

福原貴之産業課長。

○産業課長(福原貴之)

5月会議の時に木村議員も質問していただいて、私どもちょっと答弁不足というか、ここの部分も含めて答弁してればよかったなってその時反省したんですけど、自分の想定では二本立てで6月会議には工事

費出るという部分、これをちょっと説明してなかったのはお詫びしたいなと思っております。

それと、5月の時には保管場所という部分で説明させていただきました。それで、何がヤマザキさんシーウィードさんと協議して必要がというのは、やっぱり保管場所なんです。

まずは、昆布をきっちり保管できるという施設が先ず第一に必要だと。それで、我々のほうの話しになりますけど財源の話しもありますので、保管場所だけでは色んな補助・起債とか充てることができないものですから、加工という部分を新たに今回付け加えさせていただいたというのは、そこで加工もやりますよということで地方債の適用にもなるということで、一部加工、昆布の裁断だとかという部分をそこでやることによって有利な財源が得られると。そういうことから、ちょっと文言の追加している状況になります。

○議長 (溝部幸基)

6番木村隆議員。

○6番(木村隆)

現状の加工というのは、今どこでやっているのでしょうか。以前はフェリー乗り場の待合所みたいなところでも裁断していた様子を見たことがありますけれども、福島でどこまで加工というのをしているのか改めて伺いたいと思います。

○議長 (溝部幸基)

福原貴之産業課長。

○産業課長(福原貴之)

加工という意味合いは議員おっしゃるとおり昆布の裁断という部分が1つあります。それと、最近、福島の養殖昆布の需要が全国的に高まっているということで、その高まっているなかの特に結び昆布というキーワードがヤマザキさんのほうからも需要求められています。そこの結び昆布という部分も手掛けております。それはどこでやっているかというと、裁断の部分につきましてはシーウィードのその施設の中でやってございます。それと、結び昆布につきましては、一部委託等をしながら自前と委託その両方で作業をしていただいております。

○議長 (溝部幸基)

6番木村隆議員。

○6番(木村隆)

もう一点、外国人の介護人材について伺いします。

こちらのほうの2名分の支援金を出すということですけども、これはその介護の事業に就きたい外国人 に直接払うわけではないですよね。

この協議会みたいなところに支払って、そこからそこの学校にいる生徒に何て言うんですか、奨学金みたいに充てるという形でいいでしょうか。

○議長 (溝部幸基)

佐藤和利福祉課長。

○福祉課長(佐藤和利)

今の関係につきましては、一応、奨学生に対して申請書をもらって、奨学生には払うこともできるんですけども、実際学校のほうに確認したところ、ほとんどの学生は学生に渡してしまえば使ってしまうというのはあるということで、協議会のほうに振込みして、そこから協議会のほうから学生には定期的に渡すような形ということで聞いております。

○議長 (溝部幸基)

6番木村隆議員。

○6番 (木村隆)

もう一点、その介護科で学んだ学生というのを福島に来てくださいという風な形になると思うんですけども、何かそのお金を支払うことで一定の確約みたいなものってあるんですか。

○議長(溝部幸基)

佐藤和利福祉課長。

○福祉課長(佐藤和利)

もともとこの専門学校入学するにあたって、その奨学金制度を利用して入りたい、2年間学んで卒業後

に5年間福祉施設に勤める、そういう条件で入った方については奨学金を含めて学費だとかあと利用費、 生活費だとかそういうもの全て含めた形で一年間370万掛かるんですけども、それを2年分支払って、 卒業後にこの福祉施設のほうに就職するという形になっております。

事前にですね、今年入学した学生が44名おります。中国だとか韓国色々11か国東南アジアの留学生がいまして、4月と5月に面接オンラインで学生の自己紹介みたいな形で面接して、その2回の面接を経て、うちであれば陽光園さんが2名希望するということだったのでその2名をまず選んでいただいて、それから実際に施設だとかに来ていただいて働いたり福島を見てもらったりして、それで福島がいいよということで、良ければその学生が受入先ということで決定という形になっています。

一応、学生につきましては卒業後5年間勤めるという条件で奨学金を得ているので、なかには辞めてしまう学生もいるかもわからないですけども、そういった場合は代わりの留学生を対応していただくということで事務局のほうからはそういう話で聞いております。

○議長(溝部幸基)

暫時休憩いたします。

(休憩 13時09分) (再開 13時09分)

○議長 (溝部幸基)

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。 佐藤和利福祉課長。

○福祉課長(佐藤和利)

今の時点では、まだ確約書みたいなものは結んでおりません。

○議長 (溝部幸基)

そのほか質疑ございませんか。 (「なし」という声あり)

○議長 (溝部幸基)

質疑を終わります。 説明員との意見交換を行います。

1番藤山大議員。

○1番(藤山大)

先ほど、今回のウニ種苗センターに対して有効活用しているという部分で、既存の保管している場所、 温泉なりセンターあの辺に昆布のものを保管していると思うのですが、この辺の例えばですけど、解体し てからの跡地利用的なもので検討等されたのか、どうなのか。それとも、されているのか・されていない のか。その辺も踏まえて金額、要はこっち側やったら国の財源も使いながら安くつくかもわからないとい うような検討されたのか聞きたいのと、要は施設建てることによって、今の温泉なりセンターに保管して いるものは既存のまま使っていくのか、何も補修せずに現状どおり使っていくんですか。

それとも、今新しいものが出来上がったらそこに全部保管していくのか、その辺もお伺いしたいと思います。

○議長 (溝部幸基)

暫時休憩いたします。

(休憩 13時11分) (再開 13時11分)

○議長 (溝部幸基)

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。 鳴海清春町長。

○町長(鳴海清春)

シーウィードさんは今仮利用ということで、旧温泉のところを使って昆布を保管しています。ただ、基 本的に我々は温泉については解体する計画で予定していますので、ただ、その金額がたぶん解体するだけ で1億以上掛かりますので、我々としては何か今財源を探しながらその方向性を探っているところであり ますので、いつまでも使える状態ではありませんので、シーウィードさんはしっかりこれからも町内の中 で営業していただきたいという思いもありますので、今ウニの種苗センターが町としては活用する予定が なかったところを使っていただくという新たな、遊ばせておくよりは使わせたほうがいいだろうというこ とで、今回少し大きな予算ではありますけども、町の思いをシーウィードさんに伝える意味もありまして ですね、しっかり町としてもそういった予算を取りながら支援をしていきますので、引き続き、福島で営 業をしていただきたい。仕事をしていただきたいという思いもありまして今回予算を取らせていただいて おりますので、当然今やっている場所と隣り合わせでありますので使い勝手もいいですし、これから、先 ほど課長言いましたとおり保管だけではなくて、少しそういった新たな加工といいますか結び昆布なり色 んな形を、今は福島の昆布の需要がシーウィードさんの中でも親会社のヤマザキさんのほうでも東京周辺 を含めて結構需要が伸びているやに聞いてございますし、また、来月には私も新たな社長とその辺のお話 しをしに行きますので、そういったなかで、今般、今日承認いただければ議会のほうからしっかり予算を いただいて、町としても全面的にバックアップしていきたいという思いを伝えて、来年以降も引き続き、 さらに願わくば事業を拡大していただきたいという思いを伝えてこようかと思っていますので、そういっ た意味で、温泉については我々としては解体するという方向で庁内では決定してございますので、有効的 な活用は望んではおりません。

○議長 (溝部幸基)

それでいいですか。

6番木村隆議員。

○6番(木村隆)

まず、ウニ種苗センターのほうからですけども、町長の今の思いヤマザキさんに地元で頑張ってもらいたいという思いも分かりますけれども、何かちょっと優しすぎやしないかななんて思ったりもするんですね。というのは、結局ウニの旧種苗センター使われないわけですから、例えば無償譲渡してしまって、「直すのはヤマザキさんで直してくださいよ」ぐらい言ってもいいのではないかなと私思うんですよ。

だからその辺なんでもかんでもこっちでやりますから頑張ってくださいねというのも分かるんだけども、 やっぱり対等な winwin の目線で少し強気に出てみるというのも一つ、何て言うんですかね、パリッとし たネゴシエイトみたいな形になるんじゃないかなと思うんですけど、その辺どうなんでしょう。一方的に 頼むよと言うから、ただピッとここ直しますよと言うのか、その辺どうなんでしょうか。

○議長 (溝部幸基)

鳴海清春町長。

○町長(鳴海清春)

議員おっしゃるとおり、そういう立場でいければいいですけども民間がシビアでありますので、商売として成り立たなきや撤退しますので、今実際やられているのはヤマザキさんの子会社でシーウィードさんがやってますけども中身を見させていただくと、そこだけできっちり収支バランスが取れているかというと、ちょっとやっぱり親会社の負担が結構ありますので、そういったなかで今営業を続けていただいておりますので、そこのところは優しすぎると言われるとちょっとあれですけど、我々はやっぱり企業を呼び込むには多少の投資をしていかないと、今何でも企業のうまみがあって本当にここで商売が成り立つという条件で来て、立地していただければいいですけども、我々のように多少ちょっと地理的にハンデのある所でやっていただくには、そういったところの少し私は大胆に投資していくというのも一つの手だと思いますし、ただ、ヤマザキさんについては先代の社長が福島の昆布に相当思い入れがあってシーウィードを立ち上げていただいたという私経緯も知っていますので、そういったなかで代替わりしたなかで引き続き、その会長の思いがその新たな社長さんに伝わるかどうかは我々がやっぱり熱意が大事だという風に思っていますので、そういった意味も込めて、今回は少し大きな予算ではありますけども、町としてしっかり直して貸与するという形を取らせていただきました。

今後、それがある程度軌道に乗った場合は、当然今議員おっしゃるようなことになっていくんだという 風に思っているところであります。

6番木村隆議員。

○6番(木村隆)

確かに簡単に成功するような会社がこういう過疎の田舎に来てくれるというのもなかなかありませんので、気持ちも分からないでもないなと思うんですけども、ただ、親会社のヤマザキさんがそんなやわな小さな会社でもないですから、そういう風な視点で言わせていただきました。

それから、介護人材のほうですけれども、5月の16日にテレビの特集でこの東川の専門学校の放送があったんです。ネットで東川専門学校と打つとその映像出てきますので分かるんですけども、先ほど課長おっしゃったように44人この春に留学生が来まして、日本語学校と日本語科と介護科と別れてそれぞれ介護のほうはそのまま介護に行くでしょうし、日本語科のほうはきっとその中で介護のカリキュラムか何かがあって介護人材になるんでしょうけども、その放送を見ますと24の自治体の職員と福祉施設の担当者が来て、我が町にどうぞ来てくださいよとPRをやっぱりやっているわけですよね。

だから、結局はやっぱり取り合いになってしまう。今これ33自治体が協議会に入っていますけど、そのうち50とか80とかおそらく増えていくんじゃないかなと私思うんですよ。どこも人が足りませんから。だから、やっぱり受け入れる側もそういう福島のそのメリットみたいなことを陽光園さんと考えていかないと、ただ来てくださいよと言ったって他もみんな同じことやっているわけですから、滝上町だって外国人の住まいまで用意しているような言い回しみたいな感じで家族で住んでますよみたいな、だから安心して来てくださいよという、だから結局高校と一緒で人の奪い合いみたいになってしまうので、そこはやっぱりこれから陽光園さんとPRしていけるような宣伝みたいなのを考えていかないと駄目なんじゃないかなと思うんですけども、どうでしょうか。

○議長 (溝部幸基)

鳴海清春町長。

○町長(鳴海清春)

そこは議員おっしゃるとおりで、当然人数が、それでなくても介護人材は今不足気味でありますので、そこのところは我々のほうとしても事業を欲しているのは陽光園さんのほうで欲して今回事業化させていただいておりますので、そこはしっかりと陽光園さんにもその取りに行くという言い方がいいかどうかは別ですけども、しっかり投資する以上、その人材確保をできるようなことを行ってくださいということは私のほうからも釘をさしておりますし、陽光園さんもその気はしっかり持って今取り組みをやっているという風に我々思ってございますので、今日いただいた意見も踏まえてもう一度その辺は予算化されてこれから実行に移して行く形になりますので、そこのところは充分注意しながらしっかり一人でも二人でも福島町に来ていただくことを最優先に取り組みを進めていきたい。そのように思っているところであります。

○議長 (溝部幸基)

そのほか意見交換ございませんか。 (「なし」という声あり)

○議長 (溝部幸基)

意見交換を終わります。 討議を行います。 (「なし」という声あり)

○議長 (溝部幸基)

討議を終わります。 討論を行います。 (「なし」という声あり)

○議長 (溝部幸基)

計論を終わります。 採決を行います。 議案第10号を決することに賛成の方は起立を願います。 (替成者起立)

○議長 (溝部幸基)

◎議案第11号 福島町過疎地域持続的発展市町村計画の変更について

○議長 (溝部幸基)

日程第11 議案第11号 過疎地域持続的発展市町村計画の変更を議題といたします。 提案理由の説明を求めます。

村田洋臣企画課長。

○企画課長(村田洋臣)

それでは、議案の23ページをお開きください。

議案第11号 福島町過疎地域持続的発展市町村計画の変更について。

福島町過疎地域持続的発展市町村計画を変更したいので、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項の規定に基づき議会の議決を求める。

令和7年6月19日提出、福島町長。

議案の24ページから26ページまでは新旧対照表となってございます。

内容につきましては、議案説明資料でご説明させていただきます。

別冊2の22ページをお開き願います。

1、変更の目的。

令和7年度当初予算編成において、新たに過疎対策事業債の充当を計画した新規事業等が発生したことから、福島町過疎地域持続的発展市町村計画を変更するものであります。

2、変更の内容。

福島町過疎地域持続的発展市町村計画に、次の事業を追加・変更するとともに、地上デジタル送信機整備事業の追加に伴い、計画本文の記載内容を整理するものであります。

下の表をご覧ください。

追加・変更する事業は、施策区分3、地域における情報化の地上デジタル送信機整備事業として白符テレビ中継局地上デジタル送信機整備を新規に登載しております。

次に、施策区分4、交通施設の整備、交通手段の確保の町道整備事業のうち、福島漁港線外整備事業の幅員の修正、汐見町2号線整備事業の追加、町道局部改良事業に福島小学校線局部改良を追加しております。

次に、施策区分5、生活環境の整備に消火栓整備事業を追加しております。

なお、このたびの計画の変更につきましては、本年3月17日付で北海道知事に対して協議を申し入れ、3月24日付で北海道知事より意義がない旨の通知をいただいております。

以上で、福島町過疎地域持続的発展市町村計画の変更についての説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(溝部幸基)

提案理由の説明が終わりました。 質疑を行います。

(「なし」という声あり)

○議長 (溝部幸基)

質疑を終わります。 説明員との意見交換を行います。 (「なし」という声あり)

○議長 (溝部幸基)

意見交換を終わります。 討議を行います。 (「なし」という声あり)

○議長 (溝部幸基)

討議を終わります。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長 (溝部幸基)

討論を終わります。

採決を行います。

議案第11号を決することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長 (溝部幸基)

起立全員であり、議案第11号は可決いたしました。

◎議案第12号 財産(小中学校学習者用コンピュータ機器)の取得について

○議長 (溝部幸基)

日程第12 議案第12号 財産(小中学校学習者用コンピュータ機器)の取得を議題といたします。 提案理由の説明を求めます。

石川秀二教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長(石川秀二)

それでは、議案の27ページをお開きください。

議案第12号 財産(小中学校学習者用コンピュータ機器)の取得について。

次のとおり財産を取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和7年6月19日提出、福島町長。

1、財産の名称及び数量。

小中学校学習者用コンピュータ機器一式でございます。

- 2、取得価格は830万5千円でございます。
- 3、取得の相手方。

札幌市中央区大通西14丁目7、東日本電信電話株式会社、執行役員、北海道事業部長、島津泰でございます。

4、取得の方法は北海道公立学校機器整備共同調達でございます。

取得の内容につきましては、議案説明資料でご説明させていただきます。

説明資料の23ページをお開きください。

1、取得する財産の種類・数量について。

物品名は小中学校学習者用コンピュータ機器で、2 in 1 型パソコン(chromeOS) 151台でございます。金額は755万円、消費税75万5千円で、総計830万5千円でございます。

2、入札状況について。

内容は北海道の共同調達によるものですので、予めご承知おきをお願いします。

- (1) 入札の方法については、一般競争入札で執行してございます。
- (2) 契約の名称については、令和7年度学習者用コンピュータ等 (chromeOS) 調達でございます。
- (3)入札公告日、令和7年1月30日。
- (4)入札執行日時、令和7年3月18日、午前10時。
- (5) 落札者名、東日本電信電話株式会社。
- (6) 落札金額は57億2,216万5,295円で、85自治体10万9,460台でございます。 以上で、議家第12号 財産(小中学校学習者用コンピュータ機器)の取得についての説明を終わりま

以上で、議案第12号 財産(小中学校学習者用コンピュータ機器)の取得についての説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 (溝部幸基)

質疑を行います。

提案理由の説明が終わりました。

(「なし」という声あり)

○議長 (溝部幸基)

質疑を終わります。 説明員との意見交換を行います。 (「なし」という声あり)

○議長 (溝部幸基)

意見交換を終わります。 討議を行います。 (「なし」という声あり)

○議長 (溝部幸基)

討議を終わります。討論を行います。(「なし」という声あり)

○議長 (溝部幸基)

討論を終わります。 採決を行います。

議案第12号を決することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長 (溝部幸基)

起立全員であり、議案第12号は可決いたしました。

◎議案第13号 令和7年度福島町一般会計補正予算(第2号)

○議長 (溝部幸基)

日程第13 議案第13号 令和7年度一般会計補正予算(第2号)を議題といたします。 提案理由の説明を求めます。

小鹿浩二総務課長。

○総務課長(小鹿浩二)

それでは、議案の29ページをお開き願います。

議案第13号 令和7年度福島町一般会計補正予算(第2号)。

令和7年度福島町の一般会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,382万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を 歳入歳出それぞれ46億2,823万円とする。

第2条、債務負担行為の変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

第3条、地方債の追加は、「第3表 地方債補正」による。

令和7年6月19日提出、福島町長。

はじめに、「第2表 債務負担行為補正」について説明いたしますので、33ページをお開きください。 第2表債務負担行為補正でございます。

まず、事項として、業務用パソコン譲受代金に関する債務負担行為で、期間は変更ありませんが、限度額について補正前が3,435万8千円、補正後は3,745万6千円とするものでございます。

この譲受代金につきましては、北海道市町村備荒資金組合の車輌防災資機材譲渡事業を活用しておりますが、譲渡代金償還にあたっての償還利率が当初予算では0.4パーセントでしたが1.1パーセントに変更となったことにより、今回債務負担行為の限度額を変更するものでございます。

次に、第3表地方債補正についてご説明いたしますので、次のページをお開きください。

第3表地方債補正(追加)でございます。

起債の目的は、ウニ種苗育成センター改修事業債で限度額1,600万円と、Jアラート受信機改修事業債で限度額470万円となっており、起債の方法、利率については記載のとおりとなってございます。引き続き、起債の内容について説明いたしますので、説明資料の24ページをお願いいたします。

起債の目的はウニ種苗育成センター改修事業債で、地方債補正額1,600万円で、事業実施による追加でございます。起債区分等は過疎対策事業債で充当率100パーセント、交付税算入率は70パーセントでございます。

次の、J アラート受信機改修事業債は、地方債補正額470万円で、起債区分等は緊急防災・減災事業債で充当率が100パーセント、交付税算入率が70パーセントとなってございます。

次に、歳出の補正予算の歳出から説明いたしますので、同じく説明資料の27ページをお願いいたします。

説明につきましては、主に50万円以上の増減があったものを中心に説明いたします。

2段目の、2款総務費、1項1目一般管理費、事務事業予算名も同様で、39万1千円の追加は、主に使用料及び賃借料39万円で、公用車に係るNHKの受信料となってございます。受信料につきましては、5月上旬にNHKから契約の再確認がありまして、調査した結果5台の公用車について受信料の対象となることが判明いたしました。受信契約が必要との認識が不足してことにより、このたび予算を追加することとなり、大変お詫び申し上げます。

また、今後購入する車輌については受信機能がないものなどを選定することとし、既存の車輌についても受信が必要ない車輌についてはアンテナ等の撤去などの対応をしてまいります。

次の、事務事業予算名、庁舎管理費、53万5千円の追加は、庁舎前にある樹木のうちコノテガワシの枯死による樹木撤去のための委託料の追加となってございます。

28ページをお願いいたします。

下段の、3項1目戸籍住民基本台帳費、事務事業予算名も同様で、118万3千円の追加は、戸籍に 記録しようとする氏名の振り仮名等に関するシステム整備費の追加でございます。

29ページをお願いいたします。

中段の、3款民生費、1項4目老人福祉費、事務事業予算名、外国人介護人材育成支援事業費、740 万円については、先ほど総合計画変更の政策等調書で説明してございますので割愛させていただきます。

下段の、9目給付金・定額減税一体支援枠事業費、事務事業予算名、定額減税補足給付事業費、1,900万5千円の追加は、定額減税補足給付金の不足分給付金1,500万円と、それに伴うシステム開発委託料334万4千円の追加となってございます。

31ページをお願いいたします。

上段の、6款農林水産業費、1項3目農業振興費、事務事業予算名が地域おこし協力隊事業費、80万9千円の追加で、農業による地域活性化を目的とした農業法人設立準備に向けた地域おこし協力隊1名の旅費や建物借上などの活動費となってございます。なお、地域おこし協力隊の給与等については職員給与費で補正計上してございます。

下段の、3項2目水産振興費、事務事業予算名、産業振興資金貸付費、68万円の追加は、産業振興資金利子等補給金に係る金利上昇分に対応する利子補給金の追加となってございます。

次の段の、ウニ種苗育成センター改修事業費、1,600万円の追加は、内容については先ほど総合計画の変更の政策等調書で説明してございますので、割愛させていただきます。

なお、関連して37ページに図面を添付しておりますので、私の説明のあとに産業課長より補足説明を させていただきます。

32ページをお願いいたします。

上段の、事務事業予算名、アワビ陸上養殖生産等調査事業費、770万円の追加も、先ほど総合計画の変更の政策等調書で説明してございますので説明を割愛させていただきます。

次の段の、事務事業予算名、水産加工業支援事業費、1,400万円の追加は、スルメ加工業を営む水産加工会社への事業継続のための支援金、1社あたり200万円で7社分となってございます。

次の段、7款商工費、1項2目商工振興費、事務事業予算名も同様で、333万8千円の追加は、大阪・関西万博への参加に係る旅費228万8千円などの追加と、商工会でのイベント用折り畳みイス購入に係る補助金50万円などとなってございます。

33ページをお願いいたします。

3目観光費、事務事業予算名、道の駅管理費、52万1千円の追加は、道の駅浄化槽のポンプ等の修繕費となってございます。

下段の、8款土木費、2項2目道路維持費、事務事業予算名も同様で、100万円の追加は、舗装補修等に伴う道路補修費の追加でございます。

34ページをお願いいたします。

上段の、5項1目住宅管理費、事務事業予算名、町営住宅整備事業費、300万円の追加は、町営住宅に係る修繕費となってございます。

次の段の、9款消防費、1項1目災害対策費、471万円の追加は、Jアラート受信機更新に係る委 託料となってございます。

35ページをお願いいたします。

上段の、10款教育費、1項1目教育委員会費、事務事業予算名、高校魅力化推進事業費、170万円の追加は、福島商業高校生発案事業に係る「高校生プロジェクト実行委員会」への補助金の追加となってございます。

次の段、3目教育振興費、事務事業予算名、教育用コンピュータ整備事業費、187万6千円の追加は、主に委託料176万9千円で、小中学校学習者用端末導入時設定業務委託料で、児童生徒用端末更新に向けた新規ドメイン取得経費及び導入時設定業務委託料の追加でございます。

36ページをお願いいたします。

中段の、13款職員給与費、1項1目職員給与費、事務事業予算名も同様で、455万1千円の追加は、退職手当組合追加負担金で3月定年退職者2名分に係る追加負担金となってございます。

下段の、2目会計年度任用職員給与費、事務事業予算名も同様で、339万7千円の追加は、地域おこし協力隊1名の採用に係る給与等となってございます。

職員給与費、会計年度任用職員の給与費の詳細については、議案の56ページから57ページに給与費明細書を添付しておりますので、確認をお願いいたします。

以上で、歳出の説明を終わります。

次に、歳入を説明いたしますので、25ページをお願いします。

上段の、13款国庫支出金、2項1目総務費国庫補助金、2,018万7千円の追加は、戸籍情報システムの改修及び定額減税補足給付金の給付に伴う補助金の追加でございます。

下段の、17款繰入金、2項1目財政調整基金繰入金、4,981万1千円の追加は、今回の補正に係る財源調整による増額で、これにより今年度の財政調整基金からの繰入額は3億6,825万2千円となります。

26ページをお願いいたします。

4目ふるさと応援基金繰入金、170万円の追加は、福島商業高校生発案事業の「高校生プロジェクト 実行委員会」への補助に係る繰入金の追加でございます。

次の段、19款諸収入、5項1目雑入、123万9千円の追加は、地域おこし協力隊1名の採用に係る会計年度任用職員の社会保険料負担金収入及び大阪・関西万博への参加に係る北海道市町村振興協会からの事業助成金の追加でございます。

次の段、20款町債につきましては、先ほど第3表の地方債補正で説明しておりますので、説明は割愛させていただきます。

以上で、議案第13号 令和7年度福島町一般会計補正予算(第2号)の説明を終わります。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 (溝部幸基)

補足説明を求めます。

ウニ種苗育成センター改修事業費、議案説明資料37ページになります。

福原貴之産業課長。

○産業課長(福原貴之)

それでは、ウニ種苗育成センター改修事業の図面について説明いたします。

図面中央は平面図でございます。

施設の場所は、吉岡地区の新たな吉岡温泉背後に位置しており、施設の延床面積は677.92平方メートルであります。

平面図では主体構造部等の補強で、コンクリート補強や既存鋼管錆止め塗装などで赤色で示しており、

中段の右側が施工に係る断面図となっております。

また、立面図では屋根材及び外壁材ポリカーボネート張替を示してございます。

以上、簡単ですが説明を終わります。

○議長 (溝部幸基)

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

6番木村隆議員。

○6番(木村隆)

31ページの地域おこし協力隊についてお伺いします。

農業法人の設立準備に向けて地域おこし協力隊1人ということですけども、どういった方が来られるんでしょうか。

先ほど町長が言ったような町長のご友人の方が地域おこし協力隊になられるのか、それとも、全く一般 的に募集して誰か来てくださいよという形なのか。

○議長 (溝部幸基)

福原貴之産業課長。

○産業課長(福原貴之)

募集につきましては、今、予算議決いただきましたら広く募集する予定でございまして、特段、この人 という方でなく、広く募集するという中身になっております。

○議長 (溝部幸基)

6番木村降議員。

○6番(木村隆)

農業法人を設立したいという、何て言うんでしょう、大きな目的というのは何なんでしょうか。一番の目的というか、ただその思いだけ、地元に何かしたいという思いだけなのか、その辺がちょっと、よくピンと来ないんですけど。

○議長 (溝部幸基)

福原貴之産業課長。

○産業課長(福原貴之)

今日、町長のあいさつでも話しされてました町長の同級生という部分もあるんですけど、まずは私達農業担当する担当課としましては、農業の高齢化という部分が常につきまとっている状況。これをどう担い手を育成していくんだという部分がありながら、それと、法人化をつくって、しっかり組織をつくって運営していくんだという部分は私達のずっと課題ではあったんです。

これが、たまたま東京におられる町長の同級生、この方とうまくちょっと会話しているなかで、まずは その方、東京の方につきましては福島町千軒に農地を所有している方で、まずはソバ畑を千軒そば生産会 に貸して生産しているという状況があります。

そこで、千軒そば生産会のほうとも話しして、今後のそばの生産をどうするんだという部分から入口で入ったんです。それで、法人化を組んでいきながら、しっかり農業、もしくは一次産業でしっかり稼いでいける町にそういう会社があればということの中身で入っております。

それで、ソバだけではなくて、うちの農業の主力は水稲でございますので、水稲も巻き込んだ中でしっかり議論して会社づくりをしていきたい。そのための準備の協力隊そういう部分でお願いするものでございます。

○議長 (溝部幸基)

鳴海清春町長。

○町長(鳴海清春)

若干ちょっと補足させていただきます。

基本的には農業法人をつくって運営をしていきたいという思いがありますけども、ただ、農業だけに特化するのではなくて、もう一つの目的は都市との交流人口の人口といいますか、都市の方々に福島に来ていただいて、例えば農業の担い手がないところにまず福島で例えば農業を体験していただいて、その方々に将来的には地域の農業を担っていただけるという先を見越して少し考えておりまして、そのほかに今言

ったように地域から人を呼び込む一つの手法として、そういった法人をつくりながら呼び込んでいければ、 一石二鳥ではないですけども色んな形で拡がりができてくるのかなと。

地域の課題を解決しながら、さらにまた発展的なところとして事業展開できればという風に思ってございますので、まずはその入口となる組織をきちんと立ち上げて、人を育てて、その方に少し活動をしていただくことによって人を呼び込む。そして、地元の農業を繋いでいくということを考えておりますので、まずは少し試行錯誤はするとは思いますけども、多少ちょっと思いが先行しているところもありますけども、今我々としては先ほど言いましたとおり、私の同級生が千軒のソバ畑を所有して、やはり将来的にそこは後継者がどうなんだろうという心配から発想して、そこをきちっと将来もソバ畑で使っていただければ有効に使えるのかなという思いがあるのもありますので、そういったところの切り口から今回は少し予算を出させていただいているところであります。

○議長 (溝部幸基)

そのほかございませんか。

2番杉村志朗議員。

○2番(杉村志朗)

32ページのスルメ加工の2,400万の考え方に対して、昨年度もこれは提案されておりますけども、 ちょっとそこで、町長の提案に反対するものではございませんけれども、一つ教えていただきたい。

このそれぞれの7社のうちの営業形態といいますか、個人であるのか、法人であるのか、まずその種類をお伺いします。

○議長 (溝部幸基)

福原貴之産業課長。

○産業課長(福原貴之)

法人もありますし個人もございます。法人もありますし、個人もございます。両方です。

○議長 (溝部幸基)

2番杉村志朗議員。

○2番(杉村志朗)

その件数、それもお答えください。

○議長 (溝部幸基)

福原貴之産業課長。

○産業課長(福原貴之)

法人につきましては4事業所、個人につきましては3事業所でございます。

○議長(溝部幸基)

よろしいですか。

そのほか質疑ございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長 (溝部幸基)

質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

○議長 (溝部幸基)

2番杉村志朗議員。

○2番(杉村志朗)

この個人・法人の件数は分かりましたけれども、このなかで7社それぞれこの不漁の時期までそれぞれ営業形態しておりますけれども、本来であれば、この営業売上高まで本当は聞きたいんですけど、もうこれはプライバシーの問題もありましょうけれども、これだけ1年間通して営業しているということで、今200万、これは必要なのか必要でないのか、そこまで取ったらおそらく200万くらいは自己資金の中でやっていけるんではないのかなと。全てこれがイカの従事加工ばかりでもないだろうとは思いますけれども、そこら辺はどういうことですか。

○議長 (溝部幸基)

鳴海清春町長。

○町長(鳴海清春)

先ほど課長のほうからありましたとおり、業態によっては大きな業者もありますし、個人でやっているところもあります。我々はただ、水産加工業というのは漁業についで大きな雇用を抱えている貴重な産業だと思ってございますし、それで今その加工屋さんがイカが獲れないということで、原料の確保に苦慮している。そういったなかで雇用を抱えていくという状況がありますので、これで足りるというものではありませんけども、我々としてはしっかり基幹産業である水産業、漁業については冒頭お話ししましたとおり昨年もコンブが堅調でありますし、ウニもあってですね、ここ数年来では我々が応援するようなものではありませんけど、今一番町内の中で何が厳しいと言ったら水産加工業が一番私としては厳しいのかなと。それで前回は多少その業態によって濃淡をつけさせていただきましたけども、今回は本来であればある程度年末だとか色んな形で応援をしてきましたけども、今回はあまりにもニュースにもなりましたけど、今年の春先の状況を見てもかなり厳しい状況でありますので、これまでは蓄えていた原料を食いつぶしてきて営業をしているという状況がありましたので、そういったところを少しそういったなかでも雇用を抱えておりますので、そういった少しでも応援をできればという思いもあって、今回は少し早い段階ではありますけども、この度の補正で応援をさせていただいたということであります。

ただ、今年のまた状況によっては、色々また厳しさが増してくるんだと思いますので、そこのところについてはまた年度末なり色んな形のなかでその状況がどうなるかによって、また色んな支援策というのは必要になるのかなと思っていますし、そこについては、まず経過を見るしかないのかなと思いますけども、まずは走りの段階からこれだけ厳しいというのは多分加工屋さんも経験がないんだという風に私は思ってございますので、そこのところをしっかり行政として基幹産業を応援するということで今回予算を提案させていただいているところであります。

○議長 (溝部幸基)

2番杉村志朗議員。

○2番(杉村志朗)

要望書も申請されているというような話しも聞いておりますけれども、色んなことを考えれば、来年の 今後の見通しとしましても、おそらくこれだけイカの不漁が期待できなくきておりますので、もし、同じ ように来年度もこういう状態続くのであれば、また同じような施策取るように考えておりますか。まずお 答えください。

○議長 (溝部幸基)

鳴海清春町長。

○町長(鳴海清春)

仮定の話しは今からできませんけども、我々としてはその状況を見ながら、しっかり予算が必要であれば議会にお願いして予算措置するという形になろうと思いますけど、まずは今年、走りとしてこれだけ先程来申し上げるとおり厳しいというのは如実に今ニュースなども皆さんに伝わっていると思いますけども、なかなか厳しい。

それと、福島のイカ釣り船団で大きい、個人名出しますとあれですけども、桜庭さんだったり松村さんなんかは本来であれば今は本州のほうでイカを獲って北上して来るというのが、なかなかこれもなかなか厳しいやに聞いてございますので、そういったのも含めて、水産加工を取り巻く環境というのはますます厳しさを増していくんだという風には思ってございますので、そこはしっかり現状を注視しながら、また議会にお願いする談になったら予算として提案することはあるんだと思いますけども、ただ、今の段階ではまだそこまでは仮定になりますので、控えさせていただきたいと思います。

○議長(溝部幸基)

そのほか意見交換ございませんか。

6番木村隆議員。

○6番(木村隆)

先ほどの農業法人の話しになりますけども、私も農業は全く無知なほうですけれども、仮にどうしても 福島町で何か農業をやれって言われたら、おそらく知内に頭下げに行って、ニラかほうれん草やらしてく ださいって言います。

つまり、それは売り先がしっかりしているからですよね。商品作物として成り立っているんですよ。だ

から先ほど町長担い手の話しも少ししましたけども、やっぱり本当に農業でご飯食べていくのであれば、 やっぱりそういう商品作物としてしっかりしたものをやらないと、交流人口云々というそういう世間体の こともあるのかもしれませんが、本質的にはそこで農業やってもらって、ご飯食べて行ってもらうという のが本来の農業のあり方であって、現に木古内なんかでは米農家ずっとやってきた人が10年ぐらい前に もう米だめだねってことで、思い切って知内のほうれん草組合に入って、ほうれん草に転換して所得が倍 になった人とかいるわけですよ。

そういう現実この近隣でもそういう成功事例があるわけですから、そういうところにやっぱり着目して もらいたいなと私なんかは思うんですけど、どうでしょうか。

○議長 (溝部幸基)

鳴海清春町長。

○町長(鳴海清春)

そこのところは、私も実は農業者の若い人達に問いかけたのはですね、実際私が町長就任して農業のあり方を議論した時に、一番成功例として隣町にニラがあるので、私も何ていいますかね、町長選挙におりて3年間ニラのセンターで働いてきて勉強させていただきました。

それで、ニラでハウス1棟60万ぐらいの生産、だから極端にいくと10棟やると600万からの生産が望めるわけですよ。

それで、若い人達に町として応援しやすいのは、農業法人を作ってニラをやってみませんかという声かけを実際したことがあります。ただ、なかなかその若い人達もこれまでやったことのないところに手を染めるというのはどうなのかなと。

議員おっしゃるとおり、もう知内のニラは「北の華」というブランド化されていますので、きちっと作れさえすれば売り先というのは決まっているんですね。今年も14、5億ぐらい生産が、私が働いていた時は10億ちょっとぐらいしかなかったですけど、今はもうかなり増えていますので、そういった意味ではきちっとしたところに寄りかかるのも一つの手法としてはあるんではないのかなというお話しもさせていただきましたけども、なかなかそういったものも現場の人達がそういう思いをいただかなければ、我々がいくら声掛けしても出来ないと。

ただ、私は今実際、福島自体は耕地が少ない状況ありますので、なかなか米だけでしっかり生計が成り立つのかというと、たぶん厳しい状況にあるんだと思うんですね。よほど大きい10ヘクタールとかそういう形をすれば別かもしれませんけども、そういった状況を踏まえると、やはり一つの考え方としてはニラの生産に手を染めるとかそういう形はあるんだと思っています。

ただ、そこは今やった中で、都会からたぶん来ていただく方のなかで、例えば農業を担っていただくというなかで、じゃあ食っていけるのにはどういった形で福島で農業をやっていけるんだということがあるんだと思っていますので、ただ、切り口としては今しっかり「千軒そば」というものがブランド化されて、そこのところにきちっとしたものがありますので、まずそれを我々としては維持していくことをどう考えるかということも一つの今切り口としてありますので、その延長線の中で当然そこだけでじゃあ生計が成り立つかというと厳しいものがありますので、そういったものも含めて農業で福島で生計をしていくには、どうしたらいいのかということは当然来る人も考えますし、我々もそこを応援していく必要があるんだと思っていますので、まずはしっかりと来ていただく方、そして、どういった形で来ていただくかということも我々としては絵を描いていかなければならないのではないのかなと思いますし、当然、迎え入れる以上そういう責任も我々のほうにもありますので、そういったものもまずは私が常々言っていますけども、走りながら考えていく形がいいのではないのかなと思っていますので、今日、佐藤議員も居られますけども、色々知恵をいただきながら、相談をいただきながらこれから新しい展開を少し農業サイドで考えていければという風に思っているところであります。

○議長 (溝部幸基)

よろしいですか。 そのほかございませんか。 7番熊野茂夫議員。

○7番(熊野茂夫)

協力隊を募集してということなんですけども、今までの町長の話しも聞いていますとね、それと、これ

までの福島町の農業そのものをどうしていくという議論の中で、ずっと繰り替えされてきたような経過、いわゆる換金作物の設定から始まって、最終的には農家所得を300なり350なりにして、それでもって食っていけれる農家をどうやって育成するという話しをずっとされてきましたよね。ということであれば、今回その農業法人って一口に言っていますけども、農業生産法人ですよね、今言っているのは。そうですね。

そうすると、その前段のところでのいわゆる協力隊員を募集してきて、その準備をしようというもう一回福島町の農地から様々な気候風土から状況をも全部精査して、そのうえでもって、その生産法人をどうやって設立して農業として生産法人そのものが成り立っていくのかということの準備段階をしようということですよね。ということであれば、農業に関する農地法も含めて様々な知識を前段で持っている人をある程度しないと短い時間の間に、その農業生産法人の設立なんていう話には簡単には課長行きつかないと思うんですけども、その辺の考えはどの程度深めて、そしてまた、今回、福島町出身の方という東京に居られる方でという農地も所有しているということなんでしょうから、もちろん農業生産法人って今だいぶ昔とは変わっていて、農地法上のことも生産法人そのものが設立するにも緩やかになっている部分も結構あるんだろうと思います。当時から比べたらですね。ということを考えた時には、相当な下準備とそれなりの人材の選択が必要だと思うんだけども、その辺はどの程度深めて考えているんですか。

○議長 (溝部幸基)

福原貴之産業課長。

○産業課長(福原貴之)

農業を専門的にやってきた人を積極的に募集するというわけでもないですけど、まずは制度を立ち上げていくというのが第一目標であります。

ただ、そこに向かっていくのは、じゃあその農地で福島町でどれだけ収入が上がるんだという部分は当 然試算していかなければならない。

我々素人でも1~クタールあたり反収いくらだから収入が上がるという答えは出せます。ただ、それに 掛かる経費とかコストはどれくらい掛かって、収入・支出バランスどうなるんだという部分は、なかなか 私どもで答えられる部分でないですけど、この部分につきましては、当然道の機関である農業改良普及セ ンターだったり振興局農務課だったりという部分の支援ももらいながら、そこはしっかり数字を積み上げ ていったうえで踏み切れるのかという、完全に今は農業法人を立ち上げられるかという部分はそれとは別 として、しっかりその前段がさばけるのかという分はやっていかなければならないなと考えています。

○議長 (溝部幸基)

7番熊野茂夫議員。

○7番(熊野茂夫)

今の課長言っていることが、整理されていないようより私のほうには聞こえないんです。

一定のその農業生産法人という風な形を整備していく時には、作物そのものがきっちりこの作物でもってこのようにして生産すると採算性が取れると。その準備において、コスト削減だったりいわゆる農地の確保だったり様々の諸条件をクリアしていくうえで、農業生産法人形態が有効だよねという話しになった時にそうやって動いていく話しなんです。

ですから、その前段の話しとして整理されていないような気がして、また、何年か私が知っている範囲で福島の農業どうするのと、いわゆる300、350万の1戸1戸の農家の取得をと、今ほど後継者が高齢者していない時代であっても、その議論を何度も繰り返してきたような経過が私は感じているんです。

ですから、今ここでもって、もちろん後継者の問題もこうやって高齢化してしまっていて、いわゆる農地がどんどん空いている、空いていた農地が家庭菜園程度にして各福島町内の方々が桧倉なんかもそうですけども使って、蔬菜なんかの生産にもしながら自給自足のあれでもって賄えた作物も作ってきた。

また、隣の知内町を見ていたら、あれだけの産地形成をしたニラの形があるわけですから、すぐ側であれば、その気候風土から考えてみてもそこに加えていただいて、その生産性に加わっていくことも一つの方策であっただろうし、そういう議論もこれまで何度となくしてきたじゃないですか。農業計画もそれなりに組んでいたじゃないですか。調査もしたと思いますよ。

それで、改めてまたそこの所に都内に住んでいる福島町出身の方が福島のこの狭い耕地より無いところであってでも、これを有効に活用して何とかならないの、千軒ではソバがずっと平成10年からやってき

てて生産して、いわゆるそこのとこのブランド化も進んでいるよ。これも活かしながらという話しでもって、おそらく何か応援しようという形になったんだろうと思うんですよ。

それを受ける時に、今までの福島町のなかでもって農業施策・政策そのものをこれだけ議論してきて、なかなかなり得なかったところで今この計画だけ見ていると、先ほどの課長の答弁からすると、いわゆる協力隊も、協力隊に来てくれる人がいればって、そんな感性じゃないと思いますけどね。どうですかそれは。

○議長 (溝部幸基)

鳴海清春町長。

○町長(鳴海清春)

少し視線をですね、熊野議員おっしゃるのは分かります。本当の農業生産法人でありますとそういった考えになると思います。

先程来我々言っているのは、もう一つの視点を持って、都会から人を呼び込むというなかでの視点の中 に農業ということを捉えていますので、しっかりとした農業生産法人を作るのであれば今の議論で本来で あれば農協をしっかりしていくとか色んな形になるんだと思っていますので、我々はちょっと視点を、も う一つの視点を持ちながら今農業というのを捉えていますので、だからそこのところだけスポットを当て られると今言った議論になるんですけども、我々はちょっと甘いと言われれば甘いかもしれませんが、今 そういった視点の中でどう都会から人を呼び込んで住み着いていただく、その中の一つの手法として農業 がありますよねという話しの中で今進めてますので、そういったなかで、どういった形ができるのかとい うことをまずはやってみようということで、今予算を出させていただいていますし、その中心になる一人 の方を地域おこし協力隊で据えて、その人にしっかり現地を見ていただいて、どういった形がまた出来る のかなということを今描いていますので、熊野議員おっしゃる農業振興のことだけを捉えれば、まさに今 の議論になりますけど、そこだけでは私達は考えてございませんので、そこまでまた大胆と言いますか、 そこまでしっかりした農業生産法人をつくるという思いではありませんので、少し視点を変えて見ていた だければ有難いと思っていますので、足りない分は今課長のほうから報告しますけども、まずそういった 視点から今多少入っていますので、あくまでも農業生産法人をつくるんだというところから入っているわ けではありませんので、そこは少し誤解をされないようにしていただかないと、本当にそれであれば農業 振興の視点から入っていかなければならない話しになりますので、そこはちょっと二面性を持ったなかで 今新たなチャレンジをさせていただきたいということで提案していますので、よろしくお願いしたいと思 います。

○議長 (溝部幸基)

福原貴之産業課長。

○産業課長(福原貴之)

私のほうから農業生産のほうについて、町長おっしゃる定住の部分は所管外なので農業生産のほうについて若干だけお話しさせてもらうと、やっぱり熊野議員おっしゃるとおり、これまでも幾度となく農業生産の議論はしてきたのは十分自分も承知です。

ただ、なぜこれが進まなかったかというのは、やっぱり個人それぞれが親方で、しっかり生計を立てているという自負もありながら、なかなか農業生産法人にはなれなかったと。

これが10年経っても同じような人、佐藤議員もいますけど、同じような人がだんだん高齢になってきたと。そこで、いよいよ後継者もないという部分で、やっと法人化に向けた方向に各農業者が向けてくれるようになったものですから、先ほど熊野議員言ったとおりニラの生産だってそうですし、そういう新たなチャレンジというのもここで出来るのかなと。これまでは自分で薬等やっているからいいんだとか、そういう発想からだんだん変わってきている。ここが今やり時なのかなという部分で、先ほど普及センターとかも言ったんですけど、まず我々まちの農業の方と一緒になって生産性を上げる、反収を上げるという分が先。分からないことがあるんであれば専門家に聞くという分になろうかと、まずは地元の皆さんの意見をしっかりまとめて1つの組織にしたいというのが思いでございます。

○議長 (溝部幸基)

7番熊野茂夫議員。

○7番(熊野茂夫)

よく分かりましたけども、いずれにしても、そこに参画してくるこれから動いていく人方にとっては、今ここのところでは入口のところでは行政側が補助なり何なりしながらという恰好になるんでしょうけども、しかし、それが動き始めるとそれに参画していく人方には当然経済的な負担行為が出てくるわけですから、その重さというのはなかなか農業のところでは一般商業と違って、開店したら次の日から収入を得られて頑張って1年ぐらいで財産ベースに乗っけるという話しにならないので、農業は作物によってもそうですけども、1年1年の勝負なので、結構長い時間掛けながらやっていかなきゃならないという部分があることはお分かりだろうと思うんです。

それで、そこの準備に関わる人材についてもですね、しっかりとそこのところはその辺の事に精通したってばおかしいけども、それに耐えられていくようなそういう風な人材の選択というのも大事な視点だろうと思いますので、そこだけは今、町長、課長が言われたことに、そのぐらいのことで進めて入口のところに入るんだなって話し分かりましたので、しかし、入口のところでのそこに取り掛かっていく人材に関しては結構重要なポイントだろうと思いますので、そこのところは付け加えておきたいと思います。

○議長 (溝部幸基)

鳴海清春町長。

○町長(鳴海清春)

貴重なご意見いただきまして、ありがとうございます。

熊野議員も色々と経験を踏まれておりますので、そこのところはしっかり、外からだけではなくて中に入って一緒に歩んでいただければ助かると思いますので、是非また色んな場面を通じて応援をしていただければ有難いし、ご意見いただければ有難いと思っています。

今日いただいたものをしっかりまた受け止めて、これから鋭意取り掛かって行きたい。そのように思ってございます。

○議長 (溝部幸基)

そのほか意見交換ございますか。

(「なし」という声あり)

○議長 (溝部幸基)

意見交換を終わります。 討議を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(溝部幸基)

討議を終わります。 討論を行います。 (「なし」という声あり)

○議長 (溝部幸基)

討論を終わります。

採決を行います。

議案第13号を決することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長 (溝部幸基)

起立全員であり、議案第13号は可決いたしました。 暫時休憩いたします。

(休憩 14時14分)

(再開 14時24分)

○議長(溝部幸基)

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎議案第14号 令和7年度福島町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

○議長 (溝部幸基)

日程第14 議案第14号 令和7年度国民健康保険特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。 提案理由の説明を求めます。

佐藤和利福祉課長。

○福祉課長(佐藤和利)

それでは、議案1の59ページをお開きください。

議案第14号 令和7年度福島町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)。

令和7年度福島町の国民健康保険特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ432万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億6,649万6千円とする。

令和7年6月19日提出、福島町長。

補正予算の内容につきまして歳出から説明いたしますので、73ページをお開きください。

1款総務費、1項1目一般管理費、432万6千円の追加は、令和8年度から施行される子ども・子育て支援金制度に対応するため、医療保険者が新たに子ども・子育て支援 (納付金<mark>を徴収するため、)</mark>システム改修費を追加するものでございます。

次に、歳入について説明いたしますので、69ページにお戻りください。

8款国庫支出金、1項1目子ども・子育て支援金制度施行準備事業補助金、432万6千円の追加は、 歳出補正分のシステム改修費に係る10分の10の国庫補助金であります。

以上で、議案第14号 令和7年度福島町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(溝部幸基)

提案理由の説明が終わりました。 質疑を行います。

(「なし」という声あり)

○議長 (溝部幸基)

質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

(「なし」という声あり)

○議長 (溝部幸基)

意見交換を終わります。

討議を行います。

(「なし」という声あり)

○議長 (溝部幸基)

討議を終わります。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長 (溝部幸基)

討論を終わります。

採決を行います。

議案第14号を決することに替成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長 (溝部幸基)

起立全員であり、議案第14号は可決いたしました。

◎議案第15号 令和7年度福島町介護保険特別会計補正予算(第1号)

○議長 (溝部幸基)

日程第15 議案第15号 令和7年度介護保険特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。 提案理由の説明を求めます。

佐藤和利福祉課長。

○福祉課長(佐藤和利)

それでは、議案1の75ページをお開きください。

議案第15号 令和7年度福島町介護保険特別会計補正予算(第1号)。

令和7年度福島町の介護保険特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

第1条、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5万8千円を追加し、保険事業勘定歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億2,119万円とする。

令和7年6月19日提出、福島町長。

補正予算の内容につきまして歳出から説明いたしますので、91ページをお開きください。

1款総務費、1項1目一般管理費、5万8千円の追加は、介護支援専門員更新研修負担金及び国保連合会保険者ネットワーク負担金に不足が生じたため追加するものでございます。

次に、歳入について説明いたしますので、87ページにお戻りください。

6 款繰入金、1項一般会計繰入金、3目その他繰入金、5万8千円の追加は、事務費繰入金で歳出の一般管理費追加に伴うものでございます。

以上で、議案第15号 令和7年度福島町介護保険特別会計補正予算(第1号)の説明を終わります。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 (溝部幸基)

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

(「なし」という声あり)

○議長 (溝部幸基)

質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

(「なし」という声あり)

○議長 (溝部幸基)

意見交換を終わります。

討議を行います。

(「なし」という声あり)

○議長 (溝部幸基)

討議を終わります。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長 (溝部幸基)

討論を終わります。

採決を行います。

議案第15号を決することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長 (溝部幸基)

起立全員であり、議案第15号は可決いたしました。

◎議案第16号 令和7年度福島町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

○議長 (溝部幸基)

日程第16 議案第16号 令和7年度後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

佐藤和利福祉課長。

○福祉課長(佐藤和利)

それでは、議案の93ページをお開き願います。

議案第16号 令和7年度福島町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)。

令和7年度福島町の後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ170万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,157万6千円とする。

令和7年6月19日提出、福島町長。

補正予算の内容につきまして歳出から説明いたしますので、107ページをお開きください。

1款総務費、1項1目一般管理費、170万3千円の追加は、先ほど議案第14号で説明いたしました 内容と同様に、システム改修費を追加するものでございます。

次に、歳入について説明いたしますので、103ページへお戻りください。

5款国庫支出金、1項1目子ども・子育て支援金制度施行準備事業補助金、170万3千円の追加は、 歳出補正分のシステム改修費用に係る10分の10の国庫補助金でございます。

以上で、議案第16号 令和7年度福島町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 (溝部幸基)

提案理由の説明が終わりました。 質疑を行います。

(「なし」という声あり)

○議長 (溝部幸基)

質疑を終わります。 説明員との意見交換を行います。

(「なし」という声あり)

○議長 (溝部幸基)

意見交換を終わります。 討議を行います。 (「なし」という声あり)

○議長 (溝部幸基)

討議を終わります。 討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長 (溝部幸基)

討論を終わります。

採決を行います。

議案第16号を決することに賛成の方は起立を願います。

(替成者起立)

○議長 (溝部幸基)

起立全員であり、議案第16号は可決いたしました。

◎発委第2号 日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書の提出について

○議長 (溝部幸基)

日程第17 発委第2号 日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書の提出を議題 といたします。

提案理由の説明を求めます。

1番藤山大総務教育常任委員長。

○1番(藤山大)

議会提出議案の5ページをお開きください。

発委第2号 日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書の提出について。 会議条例の規定により提出します。

6ページをお願いします。

主な内容を説明しますので、ご了解ください。

広島と長崎に原子爆弾が投下されてから72年を経た平成29年7月7日、歴史的な核兵器禁止条約が 採択され、現在94か国が署名、73か国が批准しています。

条約は、各兵器に関わるあらゆる活動を禁止し、被爆者や核実験被害者への援助をおこなう責任も明記しており、私たち日本国民が長年にわたり熱望してきた核兵器完全廃絶につながる画期的なものです。

令和4年2月24日、ロシアのプーチン大統領はウクライナへの軍事侵略に合わせて核兵器による威嚇を行い、その後も繰り返し核使用の脅迫を行いながら侵略を続けています。

また、パレスチナのガザ地区でジェノサイドをおこなっているイスラエルは、閣僚がガザへの核兵器使用を「選択肢」と発言。これは核兵器の使用・威嚇を禁じた核兵器禁止条約に明確に違反するものです。

令和6年12月10日、日本原水爆被害者団体協議会がノーベル平和賞を受賞しました。被爆者の皆さんが自らの体験、証言を通して核兵器の使用をタブーとする世界的な規範の設立に貢献したとノーベル委員会は讃えています。

被爆80年を迎える今年こそ広島、長崎の原爆被害を体験した日本政府は、核兵器の使用を許さず、核兵器を全面的に禁止させる先頭に立たねばなりません。

よって、日本政府にはすみやかに核兵器禁止条約に署名し、国会で批准することを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、内閣総理大臣と外務大臣に意見書を提出しようとするものです。

本意見書は6月9日開催の総務教育常任委員会で審議し、全会一致で提出していることを申し添え、説明を終わります。

○議長 (溝部幸基)

提案理由の説明が終わりました。 質疑を行います。

(「なし」という声あり)

○議長 (溝部幸基)

質疑を終わります。 提出者との意見交換を行います。

(「なし」という声あり)

○議長 (溝部幸基)

意見交換を終わります。

討議を行います。

(「なし」という声あり)

○議長 (溝部幸基)

討議を終わります。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長 (溝部幸基)

討論を終わります。

採決を行います。

発委第2号に賛成の方は起立を願います。

(替成者起立)

○議長 (溝部幸基)

起立全員であり、発委第2号は可決いたしました。

◎発委第3号 地方財政の充実・強化に関する意見書の提出について

○議長 (溝部幸基)

日程第18 発委第3号 地方財政の充実・強化に関する意見書の提出を議題といたします。 提案理由の説明を求めます。

1番藤山大総務教育常任委員長。

○1番(藤山大)

議会提出議案の7ページをお開きください。

発委第3号 地方財政の充実・強化に関する意見書の提出について。

会議条例の規定により提出します。

8ページをお願いいたします。

主な内容を説明しますので、ご了解ください。

いま地方自治体には、急激な少子・高齢化に伴う社会保障制度の整備、子育て施策など極めて多岐にわたる役割が求められています。

加えて、多発化する大規模災害への対応や新興感染症への備えも求められる中、地域公共サービスを担う人員は圧倒的に不足しており、職場における疲弊感は日々深刻化しています。

政府は、これまで「骨太方針」に基づき、地方一般財源の前年度水準を確保する姿勢を示してきました。 しかし、増大する行政需要や不足する人員体制に鑑みれば、今後はより積極的な財源確保が求められます。 このため、令和7年度政府予算また地方財政の検討にあたっては、現行の地方一般財源水準確保より、 積極的に踏みだし、社会全体として求められている賃上げ基調にも相応する人件費の確保を含めた地方財 政を実現するため、1. 社会保障の充実、地域活性化、防災・減災、地域公共交通の再構築など、増大す る地方公共団体の財政需要を的確に把握するとともに、現行の水準にとどまらない、より積極的な地方財 源の確保・充実をはかること。など、12項目について求めます。

以上、地方自治法第99条に基づき、内閣総理大臣ほか関係者に意見書を提出しようとするものです。 本意見書は、6月9日開催の総務教育常任委員会で審議し、全会一致で提出していることを申し添え、 説明を終わります。

○議長 (溝部幸基)

提案理由の説明が終わりました。 質疑を行います。

(「なし」という声あり)

○議長 (溝部幸基)

質疑を終わります。 提出者との意見交換を行います。 (「なし」という声あり)

○議長 (溝部幸基)

意見交換を終わります。 討議を行います。 (「なし」という声あり)

○議長(溝部幸基)

討議を終わります。 討論を行います。 (「なし」という声あり)

○議長 (溝部幸基)

計論を終わります。 採決を行います。 発委第3号に賛成の方は起立を願います。 (賛成者起立)

○議長 (溝部幸基)

起立全員であり、発委第3号は可決いたしました。

◎発委第4号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元など教育予算拡充とゆたかな学びを求める意見書の提出について

○議長 (溝部幸基)

日程第19 発委第4号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元など教育予算拡充とゆたかな学びを求める意見書の提出を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

1番藤山大総務教育常任委員長。

○1番(藤山大)

議会提出議案の10ページをお開きください。

発委第4号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元など教育予算拡充とゆたかな学びを求める意見書の提出について。

会議条例の規定により提出します。

11ページをお願いします。

主な内容を説明しますので、ご了解ください。

義務教育費国庫負担制度における国の負担率が平成18年に1/2から1/3に変更されました。教育の機会均等を確保するためにも、国の責任において義務教育費国庫負担制度を堅持し、国の負担率を1/2~と復元することが重要です。

令和5年12月に文科省が発表した「就学援助実施状況調査」では、要保護・準要保護率は、北海道においては全国で8番目に高い17.59パーセントと依然厳しい実態にあります。

教育現場では給食費・修学旅行費などの私費負担が減少せず、地方交付税措置されている教材費や図書 費についても自治体によってその措置に格差が生じています。

また、「奨学金制度」を利用せざるを得ない子どもたちや経済的な理由で進学・就学を断念する子どもも増加しており、就学援助・奨学金・授業料無償化制度等、拡大されていく必要があります。

さらに、小・中学校の不登校が11年連続で増加し、過去最高を記録しています。

学校をゆたかな学びの場とするためには、学習指導要領の内容精選及び標準授業時数精選をはかり「カリキュラム・オーバーロード」の早期改善をはかる必要があります。

こうしたことから、国においては、学校がゆたかな学びの場となるよう、1. 国の責務である教育の機械均等・水準の最低保障を担保するため、義務教育費を無償とするよう求めます。少なくとも、義務教育費国庫負担制度を堅持し、当面、負担率を1/2に復元されるよう要請します。など、5項目について意見します。

以上、地方自治法第99条に基づき、内閣総理大臣ほか関係者に意見書を提出しようとするものです。 本意見書は6月9日開催の総務教育常任委員会で審議し、全会一致で提出していることを申し添え、説明を終わります。

○議長 (溝部幸基)

提案理由の説明が終わりました。 質疑を行います。

(「なし」という声あり)

○議長 (溝部幸基)

質疑を終わります。 提出者との意見交換を行います。 (「なし」という声あり)

○議長 (溝部幸基)

意見交換を終わります。 討議を行います。 (「なし」という声あり)

○議長 (溝部幸基)

討議を終わります。 討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長 (溝部幸基)

討論を終わります。

採決を行います。

発委第4号に賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長 (溝部幸基)

起立全員であり、発委第4号は可決いたしました。

◎発委第5号 道教委「これからの高校づくりに関する指針」(改定版)を見直しすべての子どもに ゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書の提出について

○議長 (溝部幸基)

日程第20 発委第5号 道教委「これからの高校づくりに関する指針」(改定版)を見直し、すべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書の提出を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

1番藤山大総務教育常任委員長。

○1番(藤山大)

議会提出議案の13ページをお開きください。

発委第5号 道教委「これからの高校づくりに関する指針」(改定版)を見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書の提出について。

会議条例の規定により提出します。

14ページをお願いします。

主な内容を説明しますので、ご了解ください。

道教委は、2023年3月に「これからの高校づくりに関する指針」(改定版)を策定し、「公立高等 学校配置計画」を進めてきました。

道内では公立高校の統廃合が進み、公立高校のない市町村が55市町村あり、高校数は3校減りました。「指針(改定版)」には、「1学年4から8学級」とした学校規模の基準明示が削除となったものの、「5月1日現在の第1学年の在籍数が2年連続で20人未満」「地域連携校等で5月1日現在の第1学年の在籍者数が2年連続で10人未満」とした配置の基本的な考え方により、27年度高校配置計画において南茅部高校の募集停止が公表されるなど、今後も高校数が減少していく見通しです。

地元の高校を奪われた子どもたちは、遠距離通学や下宿生活等を余儀なくされるとともに、保護者の経済的負担が大きくなっています。

また、子どもの進学を機に地元を離れる家庭もあり、過疎化がすすみ、経済や産業、文化などに影響を 及ぼすなど結果的に地域の活力を削ぐこととなっています。

多くの市町村は、通学費や制服代などの補助や給食提供などの財政措置のほか、やむなく市町村立へ移管するなど、地元の高校存続に向けた努力をしています。

本来こうしたことは道教委が行うべきであり、道教委は教育行政の責任を、各自治体に転嫁していると言わざるを得ません。

各地域や学校の特色ある取組により新入学生が増加しても既に計画された募集停止が撤回されないなど 地域の声が反映されず、このままでは、「都市部への一極集中」や「地方の切り捨て」など地域間格差が 増大し、北海道地域全体の衰退につながることは明らかです。

道教委は、広大な北海道の実情を鑑み、地域の高校存続を基本に、希望する全ての子どもにゆたかな後期中等教育を保障していくべきです。

そのためにも、地域や子どもの意見・要望を十分反映させ、地域の経済・産業・文化の活性化を展望した新たな「高校配置計画」「高校教育制度」を創り出していくことが必要です。

以上の趣旨にもとづき、1. 道教委「これからの高校づくりに関する指針」(改定版)を見直し、地域の教育や文化、経済や産業など地域の衰退を招かないため、少人数でも運営できる学校形態を確立し地域の高校を存続させること。など4項目について意見します。

以上、地方自治法第99条に基づき、北海道知事ほか関係者に意見書を提出しようとするものです。 本意見書は、6月9日開催の総務教育常任委員会で審議し、全会一致で提出していることを申し添え、 説明を終わります。

○議長 (溝部幸基)

提案理由の説明が終わりました。 質疑を行います。

(「なし」という声あり)

○議長 (溝部幸基)

質疑を終わります。 提出者との意見交換を行います。 (「なし」という声あり)

○議長 (溝部幸基)

意見交換を終わります。 討議を行います。 (「なし」という声あり)

○議長 (溝部幸基)

討議を終わります。 討論を行います。 (「なし」という声あり)

○議長 (溝部幸基)

討論を終わります。 採決を行います。 発委第5号に賛成の方は起立を願います。 (賛成者起立)

○議長 (溝部幸基)

起立全員であり、発委第5号は可決いたしました。

◎発委第6号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める 意見書の提出について

○議長 (溝部幸基)

日程第21 発委第6号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書の提出を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

3番佐藤孝男経済福祉常任委員長。

○3番(佐藤孝男)

議会提出議案の16ページをお開きください。

発委第6号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書の提出について。

会議条例の規定により提出します。

17ページをお願いします。

主な内容を説明しますので、ご了解ください。

本道の森林は、全国の森林面積の約4分の1を占め、地球温暖化防止や国土保全など多面的機能の発揮

が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、森林資源の循環利用を進める必要がある。 全国一の森林資源を有する北海道において本町と道が連携し、2050年カーボンニュートラルの実 現に向けて、着実な植林による森林の若返りや木質バイオマスの利用促進など森林吸収源対策を、積極的 に推進する責務を担っている。

道内各地域で、森林資源の循環活用に向けて、森林整備事業など国の事業を活用し、植林・間伐や路網の整備など様々な取り組みを進めてきたところである。

将来の世代に引き継ぎ循環型社会の形成に貢献するためには、道産木材の利用、防災・減災対策を一層進め、ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を図ることが必要である。

よって、国においては、1. 地球温暖化や山地災害の防止など森林の多面的機能の持続的な発揮に向けて、新たに策定された「国土強靱化実施中期計画」に基づき、伐採後の着実な植林、適切な間伐、路網の整備や防災・減災対策の推進に必要な予算を十分に確保すること。など、2項目について措置を講ずるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条に規定により、内閣総理大臣ほか関係者に意見書を提出しようとするものです。

本意見書は、6月9日開催の経済福祉常任委員会で審議し、全会一致で提出していることを申し添え、 説明を終わります。

○議長 (溝部幸基)

提案理由の説明が終わりました。 質疑を行います。 (「なし」という声あり)

○議長 (溝部幸基)

質疑を終わります。 提出者との意見交換を行います。 (「なし」という声あり)

○議長 (溝部幸基)

意見交換を終わります。 討議を行います。 (「なし」という声あり)

○議長 (溝部幸基)

討議を終わります。 討論を行います。 (「なし」という声あり)

○議長 (溝部幸基)

討論を終わります。 採決を行います。 発委第6号に賛成の方は起立を願います。 (賛成者起立)

○議長 (溝部幸基)

起立全員であり、発委第6号は可決いたしました。

◎発委第7号 令和7年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の提出について

○議長 (溝部幸基)

日程第22 発委第7号 令和7年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の提出を議題といたします。 提案理由の説明を求めます。

3番佐藤孝男経済福祉常任委員長。

○3番(佐藤孝男)

議会提出議案の18ページをお開きください。

発委第7号 令和7年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の提出について。

会議条例の規定により提出します。

19ページをお願いします。

主な内容を説明しますので、ご了解ください。

北海道最低賃金の引き上げは、人間らしく暮らすための下限額として最も重要なものです。

道内の常用労働者216万人の内、60万人弱の労働者が最低賃金近傍に張り付いている状況にあります。労働基準法第2条では、「労働条件の決定は労使が対等な立場で行うもの」と定めていますが、最低賃金の影響を受けやすい非正規雇用労働者は、労働条件決定にほとんど関与することができません。

政府は2020年代に全国平均1,500円を目指すこととしており、中小・零細事業者への支援を同時に進め、大幅引き上げに向けた環境整備が必要です。

最低賃金の引き上げ金額が低ければ、その近傍で働く多くの方の生活は、より一層厳しいものとなり、個人の消費行動にも影響を与え、北海道経済にも悪影響を与えかねません。

つきましては、令和7年度の北海道最低賃金の改正に当たって、1. 賃金構造基本統計調査の北海道における短時間労働者の平均時間額や民間の求人時間額などを参考として、最低賃金を大幅に引き上げること。など3項目について措置を講ずるよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、北海道労働局ほか関係団体に意見書を提出しようとするものです。

本意見書は、6月9日開催の経済福祉常任委員会で審議し、全会一致で提出していることを申し添え、 説明を終わります。

○議長 (溝部幸基)

提案理由の説明が終わりました。 質疑を行います。

(「なし」という声あり)

○議長 (溝部幸基)

質疑を終わります。 提出者との意見交換を行います。 (「なし」という声あり)

○議長 (溝部幸基)

意見交換を終わります。 討議を行います。 (「なし」という声あり)

○議長 (溝部幸基)

討議を終わります。 討論を行います。 (「なし」という声あり)

○議長 (溝部幸基)

討論を終わります。 採決を行います。 発委第7号に賛成の方は起立を願います。 (賛成者起立)

○議長 (溝部幸基)

起立全員であり、発委第7号は可決いたしました。

◎発委第8号 安定的な地域医療の確保に向け公立病院等への財政支援を求める意見書の提出に ついて

○議長 (溝部幸基)

日程第23 発委第8号 安定的な地域医療の確保に向け公立病院等への財政支援を求める意見書の提出を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

3番佐藤孝男経済福祉常任委員長。

○3番(佐藤孝男)

議会提出議案の20ページをお開きください。

発委第8号 安定的な地域医療の確保に向け公立病院等への財政支援を求める意見書の提出について。 会議条例の規定により提出します。

21ページをお願いします。

主な内容を説明しますので、ご了解ください。

地方においては、人口減少が厳しいうえ、昨今の急激な人件費の増加、光熱水費・資材価格の高騰など も相まって、現在の医療機関、とりわけ公立病院を取り巻く環境は非常に厳しいものがある。

地域を守るためには、安定的な医療の確保は必要不可欠ですが、診療報酬は全国一律であるのに対し、 医師をはじめ医療従事者の確保に要する費用は地域差があり、財政支援はあるものの、すべて補うことは 困難であり、小規模自治体にとっては多大な負担となっている状況にある。

公定価格により運営する医療機関は、その上昇分を価格に転嫁することができないため、賃上げと物価高騰、さらには日進月歩する技術革新への対応等も踏まえた適正な診療報酬の設定が必要である。

よって、国においては、医療機関の経営悪化へ歯止めをかけるよう診療報酬のあり方をはじめ、地方財政措置の拡充、さらには、国による臨時的な補助制度の創設も含め、公立病院等への財政支援について、戦略的かつ継続的に対処するよう、1. 賃上げ並びにエネルギー、原材料、資材価格の高騰に対する支援など、3項目について強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、内閣総理大臣ほか関係者に意見書を提出しようとするものです。

本意見書は、6月9日開催の経済福祉常任委員会で審議し、全会一致で提出していることを申し添え、 説明を終わります。

○議長 (溝部幸基)

提案理由の説明が終わりました。 質疑を行います。

(「なし」という声あり)

○議長 (溝部幸基)

質疑を終わります。

提出者との意見交換を行います。

(「なし」という声あり)

○議長 (溝部幸基)

意見交換を終わります。

討議を行います。

(「なし」という声あり)

○議長 (溝部幸基)

討議を終わります。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長 (溝部幸基)

討論を終わります。

採決を行います。

発委第8号に賛成の方は起立を願います。

(替成者起立)

○議長 (溝部幸基)

起立全員であり、発委第8号は可決いたしました。

◎休 会 の 議 決

○議長(溝部幸基)

お諮りいたします。

本6月会議に付議された案件の審議をすべて終了いたしましたので、会議条例第10条の規定により、 令和7年度定例会を休会いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(溝部幸基)

ご異議なしと認めます。

令和7年度定例会は、本日で休会することに決定いたしました。

◎休 会 宣 告

○議長 (溝部幸基)

これで本日の会議を閉じます。大変ご苦労さまでした。

(休会 15時07分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

北海道松前郡福島町議会

議 長 溝 部 幸 基

署名議員 藤山 大

署名議員 杉村志朗